

第9日目(12月14日)

議長(阿部久夫君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を開催いたします。

なお、傍聴者の皆様、本当に早朝より大変ご苦労さまでございます。ありがとうございます。

議長 ただいまの出席議員数は25名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、黒滝松男君から家事都合のため欠席、病院事業管理者から公務のため欠席、病院事務部長から公務のため欠席の届が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位14番、議席番号3番・鈴木一君。

鈴木一君 おはようございます。今日であって大変ありがとうございます。昨日だと大変なことが起きたと思います。それでは通告にしがいまして質問させていただきます。

1 道の駅・今泉博物館の運営についての方針を伺う

1番目、道の駅・今泉博物館の管理運営について伺います。道の駅の成功が地域にとって願いでもあり、今泉博物館の再生にもつながるものと思っています。これが失敗に終わることになれば建物は幽霊屋敷と化すものであり、何のための投資であったかわかりません。そこで、管理運営については今まで説明もありましたが、ぶれることなく計画どおり進んでいくのか確認の意味で質問いたします。最近駅長さんの顔も見えませんが、職務を遂行するための準備をしているのでしょうか。

2 郷土の歴史をもう一度精査すべきではないか

続きまして2番目、郷土の歴史をもう一度精査すべきではないかという質問ですが、市内の史跡では坂戸や樺野沢、大沢、浦佐など多くの地元郷土史家がたくさん歴史を研究しておられます。しかし、日本は木と紙の文化であり、確たる書物も多くあるわけではありません。そんな中での研究ですから大変な作業であることは間違いありません。エジプトのピラミッドは奴隷がむちでたたかれながら作られたと我々は習いました。しかし、近年の発掘で衣食住を与えられ、墓地まであったという真逆の研究結果が出されました。ナイル川の氾濫で農業ができないときの失業対策事業であった。5,000年前のファラオあるいは神官の考えは今の政治家よりも進んでいたのかもしれない。エジプトはヒエログリフという文字を石に描いたものですから、現在まで残っていて研究も進んでいるのだらうと思います。

樺沢城の築城年代は不明です。坂戸城は文化財の指定書によれば、16世紀後半に完成とあります。上杉景勝公は南魚沼市内で生まれたことは間違いありませんが、では直江兼続公はどこで生まれたのか。これを精査せず兼続公に関する催しをやることはいかがなものか。また、16世紀後半の築城であるのに500年祭とはいかがなものか。地元郷土史家や関係のある市町村と連携しながら、史実をきちんと精査した上で後世に伝えるべきだと思います。

また史実を基にもろもろの催事をやるべきと思うが、市長はどう考えますか。

3 愛プロジェクト事業補助金について

次に愛プロジェクト事業補助金について伺います。天地人博は多くの入場者を迎え、関係者の努力もあり成功裏に終わりました。剰余金も1億円を超えることができました。その剰余金を基金として必要なところへ交付する趣旨であるはずですが、異議ありです。交付要綱の趣旨は直江兼続公の生誕地として兼続公が掲げた義と愛の理念の下に、南魚沼市を全国に発信する観光振興等を目的とする事業の費用にあてる云々と謳っています。

現状はどうか。この資金を推進プロジェクトチームが私物化し、我田引水も甚だしく感じられます。補助金の存在を広く告知したのでしょうか。観光に携わる人たちはこの資金を理解していないのではないかと、使われ方に疑問を覚えるところです。坂戸がどうだ、ほかの地区がどうだというつもりは今回はありません。要は使われ方に異議を唱えているわけです。

坂戸城築城500年祭、史実がどうあれ上杉17代目、上杉邦憲様をお迎えして盛大に祝賀できたことは喜ばしいことと思っています。5年ほど前でしょうか、市長と上杉邦憲様をお迎えして坂戸城下で上杉景勝公生誕450年祭を、補助を一切もらわずにやりました。寄附で金額は多くありませんが、立派に祝賀会までやることができました。

地域おこしとは手作りでお金をかけずにやれるはず、そういうものだと私は思っています。では、一連の坂戸城の500年祭には相当の交付金措置がとられます。全てが必要ないとは思いますが、一時的な単発の事案に多額の予算を使ってもいいのでしょうか。そんな必要があるのでしょうか。市長の承認が必要ならいとも簡単に予算が計上されていないか、一部の人の言いなりではないか。樺沢城では城跡の維持管理を地区の人がボランティアでやっています。市へ何度も維持管理の費用20万円を要望し、ようやくほかの補助金で賄えるようになりました。さすがに私がこう言うのでありますから、相当怒っております。怒髪天を突く怒髪と言いながらご覧のとおりであります。

市長、所信表明にイベントの3日間で4万人近くが来場したとありますが事実でしょうか。デモの主催者発表と警察発表が違うのと同じく、信じていいのでしょうか。実績報告としてこの人数をあげてくればそれが事実となってしまいます。実際行った人の話では1万人も来ていないと言う人がほとんどである。実績報告を見て納得がいかなければ、また今後の質問とさせていただきます。

この補助金は趣旨からいえば南魚沼市を全国に発信するためのものと謳っています。市内にはボランティアで一生懸命発信しようとしている団体もあります。例えば各スキー場の観光協会です。大会のたびにボランティアでコース整備や旗門員として手伝っています。同僚議員も以前質問しましたが、大会補助を出していただければ何百人という選手を呼べるし、何年も継続して参加してくれるといいです。全く展望のない単発的な事業になぜ補助をしているのか理解できません。

六日町は政治経済の中心となるべき地区だと思っています。兼続通りの人たちに叱咤激励の意味で申し上げますが、酔っ払いがけとばすようなフィギュアを他力本願で建てるよりも、

自らもっと地域がどうあるべきかを考える必要があると思います。兼続通りを皆さんは通ることがあると思いますが、ほとんどシャッターが閉まっています。

牧之通りの雁木デザインなどに地元の建築士5人で参加しましたが、当時塩沢もシャッター通りでした。地元の人言葉で一番印象に残っているのが、雁木通りに改築してもこれ以上悪くならないだろうという言葉でした。地元から湧き上がる意気込みのないところに行政が援助をすることはいかなものか。次年度も相当な金額のフィギュアが予定されているようですが、ナンセンスであります。生きたお金を使うべきだと思いますが、市長の考えはいかがでしょう。以上で壇上からの質問を終わります。

市長 おはようございます。また傍聴の皆さま、大変ご苦勞さまで。ありがとうございます。鈴木議員にお答え申し上げます。

1 道の駅・今泉博物館の運営についての方針を伺う

道の駅・今泉博物館の管理運営の件であります。今年3月に策定いたしました基本計画に基づいて開業当初から当面の間、観光交流拠点、これは道の駅です。商業部門、これは直売所です。それと公共部門、博物館関係です。これを分けた形で管理運営を行うという方向で進めてきております。工事の進捗状況もおおむね順調に推移しているところであります。

ご承知のように商業部門は塩沢農業協同組合が指定管理者となりまして、今、出荷申込者は現段階で120名となっております。現在も募集は継続しております。今後、来年6月のこの仮オープン、それから7月のグランドオープンに向けて南魚沼地域振興局 県ですがこれらの指導も受けながら、作付け、販売の基本プランの策定、冬季間の対策、これらを今検討しているところであります。併せまして、ここに出荷していただく皆さん方によります出荷協議会、それから指定管理者と出荷協議会による直売所管理運営会議、これを設置して円滑な運営を図るという予定で今進めております。

軽食・米粉コーナーにつきましては、しおざわ農業協同組合が南魚沼市及び湯沢町内から受託者を公募いたしまして選定をした結果、湯沢町の合同会社雪国食文化研究所が受託者に決定をされております。

これは指定管理を受けた塩沢農協さんがいわゆる募集をして決定したものであります。加工品等の地域特産品につきましては、市の特産品協会からの協力を得ながら、地元資源、あるいは地元食材を活用した特産品の情報を発信、それから新たな開発に向けた商工の、それから観光連携による取り組みを進めて消費者に満足していただける地域ブランドの育成に取り組んでいきたいと思っております。

指定管理者に求めますのは直売所が軌道に乗る 我々は2年から3年というふうに想定しております は、トイレ等の公共的な要素の高い部分にかかる維持管理経費については当然市が負担をいたしますが、その後は市の負担なしでやっていけるように経営努力を今お願いをしております。公共部門につきましては開設後3年間、これは商工観光課の直轄直営で行います。その後は指定管理者制度によります管理運営への移行を前提として進めてまいりたいと思っております。

今泉博物館につきましては「今泉記念館」と名称を変更して、現在、棟方志功アートステーションにある所蔵品と今泉博物館で所蔵している作品を併せて展示する予定であります。これはあくまでも道の駅の個性、付加価値として地域観光情報発信をメインに位置づけまして、必要最小限の体制で展示事業の運営を行う予定としております。なお、故今泉隆平氏のご遺族からもこのことについてはご了解をいただいているところであります。

なお、美術品展示につきましては、地域や観光情報発信も合わせた業務委託を行って、より専門的な見地からこのプランを作成して館内の改善再生事業として実施をしたいと思っております。これらの整備も含めまして24年7月に予定しているグランドオープンまでの総工事費になりますけれども、これが約3億8,000万円を見込んでいるところであります。おおむね順調に今推移をしているということでご理解いただきたいと思います。

2 郷土の歴史をもう一度精査すべきではないか

歴史の件であります。教育長の方でこのことについては後ほどきちんと答弁をいたしますが、その坂戸城築城500年、これについては異論のあったところであります。しかし、私どもは上田史談会の皆さん方が丹念に精査、調べた結果間違いないと。ただ、やはりその中にも一部500年というのはちょっとおかしいという異論もあったようであります。しかし、それはほんの一部の異論でありまして、歴史研究家の皆さん方が責任を持ってやっていただいた。

その結果といたしますか、そういうことの中で上杉邦憲公もおいでいただいたわけありますので、500年経っていないとかそういうことはまずないと。ただ、上杉家が築造したということではありませんので、その辺がちょっと誤解の元になっているのかなということはあるかもわかりません。

3 愛プロジェクト事業補助金について

愛プロジェクトの補助金につきましてはであります。まず、この愛プロジェクト推進について全体の経過をご説明申し上げます。議員おっしゃっていただいたように2009年の大河ドラマ「天地人」の放映によりまして大変な経済効果をもたらさせていただきました。この「天地人」効果の大きさというのは、市民の皆さんも含めて我々も本当に驚いたところであります。放映年の途中から愛プロジェクト、プロジェクト推進事業の検討組織、これが通称愛Pということであります。これを立ち上げまして放映後の持続的な誘客につなげるべく過去の大河ドラマ縁の地における効果検証、入場者アンケート、あるいは観光ニーズ調査の分析、関連情報の収集による今後の事業展開について検討していただいたところであります。

その中でこの地域の認知度、都市との距離、こういった絶対的なハンデを克服できるような対策が必要であるということで結論付けまして、地域資源の再分析による商品価値の再認識、あるいはブランド化、それから効果的な誘客に向けたターゲットの絞り込み、これらに加えて新たなテーマ設定による地域づくりの展開を今後の継続的な事業実施に向けた大命題に据えて進んできたところであります。

新たな地域づくりのテーマは「義と愛のまちづくり」でありまして、「天地人」で取り上げ

られました地域の認知度を高めた直江兼続公、上杉景勝公の故郷「上田の庄」、この歴史的な地域イメージの創出・定着を第一にピーアール性の高い「愛」をテーマとした新たな付加価値を加えて交流の活性化を目指すことを基本方針に決めました。特に昨年が直江兼続公生誕450年、本年が坂戸城築城500年これに当たりましたので、放映後引き続き事業実施をするということにしたわけであります。

事業の実施に当たりましては、愛天地人博を支えた天地人プロジェクトの構成員の皆さんが中心でありますけれども、市内の商工会青年部の皆さんなど若い世代の皆さん全部に呼びかけて、特に商工会青年部ですね、塩沢も大和にもそうであります、連携を図ってまいりました。そしてこの中で主な事業として平成22年度は中心集客施設として天地人博の跡地での戦国EXPO これはご存じだと思います の開催。それからミュージアム、恋人の聖地などによる周辺地域の周遊誘発事業。そのほかに地域資源ピーアールといたしまして牧之通りの千人茶会、それから八色の森公園を起終点としたグルメマラソン、これも愛Pの一環であります。これを開催させていただきました。そして本年度も築城500年として諸事業いろいろ事業を実施しているところであります。

中でもご当地グルメにおける地域づくり。飲食店も巻き込んだ活動の広がりも今、きりざいご飯ですか、こういうことの振興も進めているところであります。それから今後も当然ですけれども地域資源への付加価値の増幅に向けた、組織されたコンテンツツーリズム推進協議会の諸事業、そして地域グルメの新しい形での定着、情報発信の事業を予定しているところであります。

議員おっしゃるように兼続通りは地元が何でもしないという、そうではありません。地元の皆さん方はやはりああいう活気のない商店街通りを何とか活性化させようということでこのまちづくり事業の中での一環でいわゆるフィギュアは設置をさせていただきました。しかし、地元の皆さん方も地元の資金、地元の皆さん方のお金であの足湯を創設したり、いろいろ努力をしながらやってきているわけでありまして、私たちも地域の熱意が非常に高いということの中からこの事業を実施させていただいたところであります。

次年度以降いろいろの予定は組んでおりますけれども、フィギュアをどんどんと建てていくという、当初のまちづくり交付金事業の中でのあと確か5体くらい、坂戸側の方へですね、それは見直しをやはりしていかなければならないと思っておりますし、次年度にどういふことをどうしてやっていくということは、まだ決定しているところではございません。

何かちょっと誤解をされているようでありますけれども、一部の方が独善的にこのお金を使って我田引水も甚だしいということがありました。私はそれがどういうことを指すのかちょっとわかりませんが、当然、公金でありますからきちんと管理をしながら事務局も企画政策課あるいは商工観光課こういうことの中でやっておりますので、よもやそういうご指摘を受けるとは私は思っておりませんでした。具体的な事実がございましたらまたお知らせをいただきたい。当然改善すべきものは改善していかなければならないと思っております。

そういうことで榎野沢城の皆さん方の景勝公生誕450年、これは合併したその年であり

ました。その年に地元の皆さん方が非常に盛り上げていただいて、上杉邦憲公もおいでいただきましたし、米沢市長もおいでいただいて盛大に行ったところであります。そういうことについては本当に敬意を表するところではありますが、でき得れば議員おっしゃるように地域の中でいちいち行政に頼らないでやっていくと、このことが一番の理想ではあります。けれども、なかなかそういう体制のとれない部分もございますので、今そういう体制に徐々に移行していただくべく初期的な投資といいますが、そういうことをやっているわけでありまして。決して恣意的に南魚沼の中での六日町のあの部分を、特定の支援しているとかそういうことではございませんので、ぜひともご理解いただきたいと思います。

それぞれの皆さんにこの事業への参加は呼びかけておいたわけでありまして、そこに参画をしなかったという方もいらっしゃいます。これは事実であります。その中で若干聞こえてまいりましたのは、何で六日町のそこにだけ投資するのだとこういってお話です。これは地域の中での何ていいますか、やはり中心的な地域、地区というこれはご理解いただけたと思いますし、いわゆる、では我々のところもそういうことの中でどういう事業をしよう、やろうやという部分というのを提案いただけなかったというのが、一番の原因であります。今後またそういうことを活用して、本当にこうやりたいのだ、こういうことを考えているのだということがあったら、どしどしと、どうぞご応募いただいて、そうなればこの愛Pの皆さん方と一緒にやっていけるわけでありまして。ぜひとも参加の呼びかけもまた議員の方からしていただければありがたいと思っております。以上であります。では残った部分は教育長から答弁させます。

教 育 長 2 郷土の歴史をもう一度精査すべきではないか

鈴木議員の質問の2項目目、郷土の歴史をもう一度精査すべきではないかという質問に対して答弁申し上げます。

議員ご指摘のように、私どもこの地域のといいますが、日本の文書類は非常に火に弱い。しかも、その文書類等々貴重な資料が収納されております、例えば土蔵等も基本的に木造でありますので、これも火に弱いものであります。議員からご指摘いただいておりますように資料の収集等につきまして、所有者の同意がいただければ市で寄贈を受けて、あるいはコピー、写しをとらせていただいて保管し、後世の郷土史を研究しようという方々に提供していきたいとこのように考えておりますし、そのように取り組んでいるところであります。

郷土史、例えば例として直江兼続公がどこで生まれたかはっきりしていないわけでありまして、郷土史を研究する皆さんの目的はおそらく これは想像でありますけれども、教科書やそういうものに載っているような歴史をなぞることではなくて、この地域を先人たちがどのような思いで、どのような生活をして、どのような文化を築いてきたかということの研究だと、このように思っております。そういう意味で申し上げますと、これまでも郷土史の研究をなさった方々が膨大な資料を読み解いて、それぞれ見解を発表してこられた。大変敬意を払っておりますが、しかし、貴重な資料がそれぞれ分散されて保管され残っておりますので、全ての資料といいますが、広範な資料に目を通してまとめるというところが、今現在ま

だ完成していないと、このように思っております。

例えて申し上げますと、南魚沼郡史と塩沢町史では記載されている内容も相当な部分で差があります。これは郡史が編さんされた当時まだ発見されていなくて、読まれていなかった文書類を研究した上で塩沢町史ができたからだとこのように思っております。今後とも、今六日町史の編さん作業を進めているわけでありますが、この過程でもさらに文書類の収集、読み込みを行っておりますので、そういったことが反映されてくるかなと思います。こんなふうに郷土の歴史につきましても、いまだ確定ができないというそういうものだというふうに思っております。今後とも貴重な資料の収集、読み込みに努めて、議員のご指摘にありますような正しい史実を後世に伝えるべく努めていきたいと思っております。

それからこの7月末に大変な豪雨がありまして史跡も相当、場所によりまして被害の大小が異なりますが、樺沢城跡につきましても大きな被害を受けております。この復元をどのようにしたらよいかというところで文化財担当が今頭を悩ませているところでありますが、幸いなことに災害を受ける前の段階で上空からの写真撮影、そして写真に基づいての図面も完成しておりましたので、遺構をきちんと残すことができた、記録を残すことができた。これらにつきましても今後 当初、今年度中ということで予定しておりましたが、これが少し遅れそうではありますが、六日町史資料編第2巻の中にほかの城跡の遺構、縄張図と併せて収録されますので、発刊されましたらぜひご覧をいただきたいなと、こんなふうに思っております。以上であります。

鈴木 一君 1 道の駅・今泉博物館の運営についての方針を伺う

1 番の道の駅・今泉博物館については、市長の答弁のとおりで理解しております。ちょっと聞き忘れました。今泉博物館も指定管理でいくというふうに解釈して、2～3年後にという。

市 長 1 道の駅・今泉博物館の運営についての方針を伺う

すぐにではございませんけれども、先ほど触れましたようにちょっと市で直接的に管理をして、その後は指定管理者制度の方に移っていきたくは思っております。今の指定管理者に指定管理をするということではございません、こちらですね、物産館の方の。ですので、どういう皆さんがどういう形で入られるのが一番いいのか。適当な方が見つからなければ、それでは一括してそこを指定管理としてしたらどうなるのか。この辺も考えながらやっていかなければならないと思っております。

鈴木 一君 2 郷土の歴史をもう一度精査すべきではないか

続いて2番ですが、各地区にそれぞれ郷土史家がいるわけですがけれども、すり合わせもやっているというような話です。これをきちんとやるなんてことを言っているのではなくて、ある程度のやはりすり合わせ 今、問題になっているのは上田城がどこらにあるかというような話も多分教育長はわかっていると思うのですがけれども、その辺のすり合わせをきちんとやってもらえればなという気はします。わからないところに歴史のロマンがあると歴史家は言っているそうでありますが、わかるところはわかるようにしていただきたいと思っております。

次は3番目・・・いいです。どうぞ。

教 育 長 2 郷土の歴史をもう一度精査すべきではないか

上田がどこであったかというこれもいろいろ議論のあるところでありますので、きちんと議論を詰めた上で今後作成するものについては、少なくとも地域の郷土研究者の中で余り異論が起こらないような、そういう整理を進めてまいりたいと思っております。

鈴木 一君 3 愛プロジェクト事業補助金について

では3番目の愛プロジェクト事業補助金についてですけれども、立案は企画でやっていると思うのですが、本来なら商工観光で取り扱い、また市の観光協会にある程度移していくのが私はベターではないかというような気がするのですがいかがでしょうか。

市 長 3 愛プロジェクト事業補助金について

これは先ほども若干触れましたけれども、いわゆる愛プロジェクト推進基金ということで議員おっしゃった天地人博の収益金をそこに基金として積み立てて、そしてそれを先ほど触れましたようにこれからの愛をテーマにしたまちづくり関係に使っていこうということをやっております。

これは既存の観光事業の補助金とは全く差別化しておりますので、しかも基金でありますから、やはり来年あたりはこれはなくなります。そういうことですので市の方で運用しております。

企画政策の方はまちづくり交付金事業、そして一般的な、一般的なというか愛プロジェクト的なことでやる部分のことについては商工観光ということで協同してやっているということとあります。これを観光協会に委託いたしますと、ちょっとやはり趣旨的におかしくなりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

鈴木 一君 3 愛プロジェクト事業補助金について

本来であれば商工観光がやるのがベターだと私は思っています。それで、牧之通りの思い、浦佐の毘沙門通りの協議会を作り景観を統一しようというビジョン、こういうところに生きたお金を使うべきであろうと私は思っています。兼統通り、本当に政治経済の中心となる六日町の中心街がもっと活性化すべきだと私は思っていますけれども、果たして市長が言うように実際にどんなビジョンがあって 足湯はまあ作ったと。そのビジョンをやっているこのプロジェクトメンバー、委員の名簿ももらって、商工会ももらっていますけれども、どうもこの人らが関係するところに予算が行っているのではないのかなという気がしてならないのですがいかがでしょうか。

市 長 3 愛プロジェクト事業補助金について

兼統通りの事業推進につきましては、いわゆる愛Pの皆さん方が主体ではなくて、あそこの商店街の皆さん方、会長誰だったか・・・関 栄一さんか。関 栄一さんが音頭とりでその中の若い皆さんや商店街の皆さん方を全部集めて、何しろこういうまちづくりをしていこうと。全部市と言っても、それは市はできることとできないことがあります。では足湯は我々がやろうとか、そういうことで発足していったものでありまして、愛Pの皆さん方はそれに

乗かって、先ほどちょっとお話がありましたグルメ、ご当地グルメですか、ああいうことをまたあそこでやって盛り上げていこうということでもあります。

それで先ほどちょっと触れませんでした入場者、入り込み客数ですけれども、これは11月4日の墓前祭から11月6日の戦国シンポジウムというところまでこと細かに、墓前祭80人とか邦憲氏の講演会が170人とか、こういうことできちんと算定をしておりますので、1万人であったなどということはまずあり得ないと思います。ただ、4日、5日、6日にわたっておりますから同じ人が出ているということはありませんが、11月の4日で250人、5日が天気が良かったこともありまして、ご当地武将グランプリが2万4,000人、武将婚が2,000人、コンテンツセッションが200人、それから6日がご当地武将グランプリは雨で半減しまして1万2,000人、戦国シンポジウムに700人、合わせて3万9,150と、相当精査した高い、当てずっぽうでぼんと出したという数値ではないというふうに私は理解しております。同じ人が行っていたからそうだろうと言われれば、それはちょっとわかりません。そこまでは判別できませんので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

鈴木 一君 3 愛プロジェクト事業補助金について

わかりました。牧之通りには毎日県外からたくさんのお客さんが来ております。観光とは市内のお金をぐるぐる回すのではなく、県外あるいは海外からのお客さんに来てもらうというのが私は筋だと思います。市長はどういうふうにこの観光を捉えていますか。

市長 3 愛プロジェクト事業補助金について

まさにそのとおりであります。申し遅れましたが、牧之通りの公共トイレも市の方でそういうことの目的に補助金を出ささせていただいて作ってきましたし、それからこれからその地域ではあとつむぎ通りの開発、これももうそ上に上がっているところであります。地元の人が出て行ってそれでぐるぐるお金を回して、それで観光だという認識は持っていません。

牧之通りにつきましてはいろいろの大賞等もいただいた中で非常に好評でありまして、これは私も誇るべき市の財産だというふうに認識しております。ちなみに、来年度の北信越市長会は、当然でありますけれども牧之通りも皆さんからご覧をいただいて、その素晴らしいさをまた認識していただいてというふうに感じておりますのでよろしくお願いたします。

鈴木 一君 3 愛プロジェクト事業補助金について

昨年11月、歩む会で北海道のきたそらち農協に行っていました。ここの組合長さんが言っていましたけれども、やる気のある農家には種籾をいっぱい配分すると。やる気のない農家には配分をしないと。そのおかげで生産性が上がり、品質の素晴らしい米、年間100億円だそうです。それくらいの気持ちでやはりやっていただきたいというような気がします。

それと天地人博、公共放送のおかげで多分これは全国に知らしめて、これだけのお客さんが来たのだと思います。高知にも行ってまいりました。坂本龍馬と直江兼続、ネームバリューが相当違います。まあ官軍であったせいかもしれません。要はいかにネームバリューの違

いかということ。幾ら今兼続公の名前を使っても、多分もう全国に発信はできないのだろうと。もう夢を追うのは止めたらいかがなものかと、私は思いますがいかがでしょうか。

市長 3 愛プロジェクト事業補助金について

そういう一過性に終わらせたくないという思いの中で、兼続公、景勝公、そして義と愛、こういうことを全国に発信していこうということで、例えば坂本龍馬や豊臣秀吉や徳川家康や織田信長、あるいは上杉謙信、こういう皆さんに比べますとネームバリュー的には相当落ちますが、しかしこの放映のおかげといいますか、そのことで直江兼続という話をして、今度は知らない人はほとんどいなくなりました。私はもう全国の市長会も含めてしょっちゅう出ているいろいろお話をします。大体私が愛のネクタイをしていきますと、おお、それは天地人かとか、直江兼続かとかとそういう方が相当いらっしゃいます。

一般的な皆さんのところにどこまで浸透しているかということは別にして、これを話して知らないということはほとんどないように感じております。まあ著名な方でなくて、いわゆるナンバーツーを取り上げた大河ドラマでありましたから、そういうハンデはありましたけれども、決してもうみんな忘れ去ってどこかへ行ってしまったなどということではなくて、私たちはこの義と愛という部分については何ていいますか、この地域の精神を表すものでありますので、これをずっと継続しながらキャッチフレーズに掲げて、観光にもまちづくりにも役立てていきたいというふうに思っておりますので、またよろしくご指導をお願い申し上げます。

鈴木 一君 3 愛プロジェクト事業補助金について

毎年小中学生が体験に来ますけれども、謙信の名前を聞いてもわからない、景勝はましてわからないという人が多かったのですが、私はその兼続公をどうこうけなしているわけではありません。ただ、ネームバリューの問題でこれほどこだわる必要があるのか。愛と義というのはこれは発信していくべきだろうと私は思っています。常任委員会も私もこの関係のところでありますので、実績報告を見てきちんとまた発言をさせてもらおうと思います。終わります。

議長 答弁はいいですか。

質問順位 15 番、議席番号 12 番・寺口友彦君。

寺口友彦君 おはようございます。市民の皆さまには早朝より傍聴においでいただきましてありがとうございます。では、通告にしたがいまして6項目ほど質問いたします。

1 保健・医療・福祉について

まず保健・医療・福祉についてであります。高齢者人口の変化と介護サービス需要の変化に対応した介護保険事業計画を策定するに当たり現状をどのように認識しているか伺うということであります。平成24年度以降の市の福祉政策の3本柱は現在計画を策定中ですが、高齢者福祉計画・介護保険事業計画そして地域福祉計画は検討委員会で概要は決まっているようであります。これらの概要を、広く市民の声を取り入れより実態に合わせた形で実行しようという姿勢は評価はできます。

市長の所信表明資料から市の現状を見ますと、10月末現在65歳以上人口は1万5,767人で高齢化率は25.97パーセントであります。介護認定審査会の10月末での数値は判定数2,096件のうち新規が65件増で479件、全体の22.8パーセントになっております。要介護度別認定者数は総数2,996人で昨年度より159人増であります。また、8月の介護サービス受給状況は居宅サービス1,789人、地域密着型333人、施設サービス498人であります。介護保険予算総額53億9,587万円のうち高額介護サービス費は150万円増の補正がありました。

総務省発表の人口動態調査を見ても人口ピラミッドがかつてないほどに下が小さく上が大きくなっていくことがわかります。人口減少でありながら下の世代がどんどん減っていくことは簡単には解決できない問題ではありますが、全ての行政サービスのあり方に再検討を迫る問題であります。その中でも高齢化対策とは介護の問題なくしては語れない、そう思っております。

2 教育・文化について

次に教育・文化についてであります。心豊かでたくましいを基本理念にした教育行政の中で平和教育に対する取り組みへの基本姿勢を伺う。心豊かでたくましいを基本理念に全ての市の教育行政は行われております。所信表明にも国際交流事業での中国高校生の来訪やアメリカへの中学生海外派遣報告会が報告されております。また特別支援学校設置のための検討委員会も地域の子は地域で育てる、そういう方針の実現に向けて動き出しております。子ども若者育成支援センターは先日終了しましたセンター開設記念リレー事業をもって本格的な事業を開始し、地域連携ネットワーク強化のため子ども若者支援地域協議会の設置を進めておりますが、これらは全て基本理念に合致した教育行政であると評価をしております。

さて、今年は太平洋戦争が始まってから70年になります。痛ましい戦争の傷跡を語ってくれる人がいなくなる日が近づいております。平和というものについて教育の現場で語り継いでいき、今の生活そして将来の生活がいかに前の世代の努力のおかげで成り立っているのかを、子どもたちとともに考えることが大切であります。非核平和宣言都市として子どもたちに平和教育を実施することは心豊かでたくましいという指導、教育行政の理念に合致するものと考えております。

3 産業振興について

次に産業振興についてであります。教育旅行をグリーンシーズン観光への取り組みにどう生かすのか伺うものであります。市の基幹産業である農業は夏の豪雨で281町歩が水につき、1,550件の農地被害を出しながらも魚沼の作況指数は100となり、平年並みの収穫量が確保されそうであります。一等米比率も91から92パーセントと改善をされ、本年産米の売行きは順調であると報道されていましたが、いかんせん主食用米の消費量は全国的に減りつつあり、消費者の低価格、良食味米志向は一層強まる傾向であり、今後の販売については厳しいのが現実であります。

一方もう一つの市の基幹産業であるスキー産業を見ると、豪雨で被害を受けたスキー場も

冬のシーズン開幕に向けて準備が進められておりました。破綻したスキー場を新たに引き受ける企業に対して、固定資産税の減免を雇用確保対策として支援しようという動きは評価をいたします。しかし、スキー人口の減少に歯止めがかかったとはいえません状況であります。民宿を中心とした宿泊業は夏をいかに活用するかがスキー産業再生で最も必要である。JTBコミュニケーションズに委託した調査結果に基づき、教育旅行パンフレットが作られました。これを持っての営業が始まっているはずであります。グリーンツーリズムとは違う視点での観光行政の始まりと考えるものであります。

4 住環境整備について

次に住環境整備についてであります。まず1、地盤沈下地域の雪対策としての流雪溝整備運用の考え方を伺うものであります。豪雨被害復旧工事で9月末からの査定で河川24件、3億4,563万円、道路54件、8億2,825万円が認められましたが、災害復旧は降雪時の除雪路線を優先に行われております。関係各課等応援をしていただきました市役所外の皆さまの奮闘には感謝を申し上げます。地盤沈下区域では流雪溝が頼りであります。水害で被害を受けたくみ上げポンプの修復が終わり、降雪に向けた準備が整いつつあります。流雪溝整備運用に災害復旧を受けて新たな視点での見直しが行われるのかどうか伺うものであります。

2、原子力発電所からの同心円を基本とした東京電力と安全対策協議は気象条件、地理的条件を中心としたものに変えるべきと考えるがいかにであります。9月議会では低線量放射線量の定点観測地点を携帯電話中継基地に設置するよう提案しましたが、前進が見られないのはまことに残念であります。柏崎刈羽原子力発電所と県内自治体との安全協定が新聞等で盛んに報道されておりますが、発電所からの同心円での距離ばかりを問題にしている感があります。

福島第一原子力発電所からの高濃度放射線飛散問題では同心円上の距離ではなく風の力による飛散が放射線汚染地域のまだら模様の拡散に影響を与えたことは明らかであります。福島県ではいまだに汚染マップが作られていないのが驚きであります。風の影響が相当あることが汚染マップ作成にストップをかけているのではないかと疑ってしまいます。世界最大の原子力発電所から50キロ圏内の南魚沼市が新潟地方気象台の気象情報をいかに生かしていくかを国や県に要望していくべきであります。

5 行財政改革・市民参画について

そして行財政改革・市民参画についてであります。復旧費財源をどこに求めるのかの議論の中で災害復旧に市全体で取り組む姿勢を示すためにも市の人件費カット、ここはどう議論されたのか伺うものであります。市の今年度の災害復旧予算は約73億円にのぼり、現状復旧に向けた査定は12月中にほぼ終了する予定であります。公共用土木施設と農地農業用施設の災害復旧状況は議会に報告されましたが治山事業についてはまだ査定を受けていない部分がこれから予算化をされてくるものであります。

国の支援を受けての河川改修は急がれますが、時間もお金も相当かけなければ安全対策を

施したとは言えない。財源をどこに求めるかは大問題であります。合併振興基金の運用について国から指導を受け、財政調整基金を取り崩してこれに当たり、さらには復旧財源として取崩しをして災害復旧に当たることは当初予算では予想していなかった事態であります。

市全体が一体となって復旧に努めるには不急のものは事業化を遅れさせるべきであるのは当然であります。歳出削減は当然先に手を付けなければいけない。まずは人件費の削減であろうと思います。そのためには給与の一部カットをもって当たらねばならない。国は東日本大震災の復興財源として公務員の給与カットを考えております。農地被害の復旧費は個人負担を一切求めないというのは市長の大英断であったと思います。しかし、一方で市が全部してくれるから見ていただけでよいという風潮を生んでしまったことも事実であります。市全体での災害復旧をより早めに終わらせるためにも税金で禄をはむもの全てが身を削ってこそ、市民の協力を得られると考えるものであります。

以上で壇上よりの質問を終わります。市長にはいつにもまして簡潔明瞭な答弁を期待しております。答弁内容によりましては自席にて再質問を行います。

市長 寺口議員の質問にお答え申し上げます。簡潔にということではありますが、特にこの第1問、医療・福祉・保健これについてはやはり問題点を共有していただくということのためにやや時間をかけながらご答弁を申し上げ、その他の点については極力簡潔に申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

1 保健・医療・福祉について

この介護保険事業計画を策定するに当たっての現状の認識であります。議員今おっしゃっていただきましたように、第5期計画、これは24から26であります。いわゆる団塊の世代の方々が65歳に到達する時期に当たっております。高齢者人口が急激に増加すると、このことはもう確実になっているところであります。これに対しまして社会を支える生産年齢人口が減少の一途をたどっていると、これは議員ご指摘のとおりです。

こういう急激な変化に対しまして第5期介護保険事業計画におきましては、現状をとにかくきちんと認識して計画を策定するということが何よりも肝要であります。まず高齢者人口の推計でありますけれども、本年の11月末現在、これは所信表明とちょっと変わっておりますのでお許しいただきたいと思いますが、65歳以上の人口が1万5,804人です。上昇を続けております。平成26年度末には1万7,104人に達する。総人口の減少とあいまって高齢化率が29.1に上昇すると見込まれます。また27年度末にはもう30パーセントに達するというところであります。しかしながらこの高齢者人口のうちの75歳以上の人口、これは27年度末においても現時点とほとんど変化しないと考えられます。

要介護認定者の内訳を見ますと、平成20年度から本年度まで75歳以上の方の占める割合が89から90パーセントを占めております。ほぼこの比率は今も変化をしておりません。こういうことの中から第5期計画において65歳以上の高齢化人口が急激に増加いたしますが、75歳以上の人口増加が緩やかであると、ということから要介護認定者、すなわち介護サービス事業の増加はそれほど極端ではないというふうに推計をしております。

しかしながら団塊の世代、我々でありますけれども、これが75歳を超える2025年、平成37年、この頃にはもう介護サービス事業がまた爆発的に上昇するということが予想されます。これとは別に昨年度から本年度にかけて要介護認定者が急増している状況がございます。20年から22年度にかけては2,720人程度で安定しておりましたけれども、23年11月末現在で3,000人弱まで増加しています。65歳以上人口に占める認定率も17パーセント程度でありましたが19パーセントまで上昇しているところであります。全国平均は17.1であります。

これは高齢者人口の増加とは無関係にちょっと生じている現象でありまして、どうも南魚沼市特有の現象だというふうに考えております。原因につきましては現在分析中でありまして、地域包括センターの介護予防事業者の事業の浸透、あるいは地域密着型介護サービス事業所の増加、こういうことによりまして介護保険制度が今までより非常に身近になった。そして本人も家庭介護者も積極的に介護保険制度を利用しようと、こういう意識に変化してきたものではないかというふうに推測をしております。

認定者の内訳を見ますと、要介護1から3、この方が大きく増加をしております。要介護4又は5の重度者はほとんど増加していないというそういう現象であります。介護サービス給付では在宅介護サービス、中でも福祉用具の購入、貸与そして住宅改修費の補助の増加、これが顕著であります。それから地域密着型サービス事業所が22年度において7か所開設され、このことから給付費が大きく伸びております。

まあまあ今までは家族だけで介護ということが当然と言えば当然的な社会風潮でありまして、その限界を超えたときに初めて介護認定を受けて、介護保険サービスを受給するという傾向が強かったと思っておりますけれども、比較的今は軽度の段階から費用負担の軽いサービスを受給することによりまして、転倒、骨折などの重度化要因を排除してデイサービスなどの介護予防給付を受けることよっての生活機能や活動範囲を確保する。できる限り現状の状態を維持するといった方向に意識の変化が当然起こっているものだと思っております。

第5期計画におきましても、この傾向が継続するものというふうに捉えまして、毎年度230人程度の要介護認定者の増加を見込んでおります。また先ほど触れました福祉用具、住宅改修のほか訪問介護、通所介護これらの事業量の増加を見込んでいます。しかし、これからが問題でありまして、市民の皆さまにこういうことをやっても納得いただける保険料負担でなければこの制度は立ち行きません。給付費を極端に押し上げます特別養護老人ホーム等施設系・居住系サービスこれに関しましてはやはり厳密に緊急性、必要性を吟味した計画とならざるを得ないというところであります。

第5期計画は前倒し事業といたしまして今、大崎に設置をしております70床の広域型特養の建設が24年6月の開設を予定しておりますので、これが70床とそのほかに短期入所介護20、通所介護20、認知症対応型介護10の整備も一緒に進められております。この部分で非常に大きく待機者が減少するということでありまして、24年度以降の整備計画といたしましては、ミニ特養、小規模多機能型居宅介護2か所、特定施設　これはサ

ービス付き高齢者向け住宅であります。この1か所の整備を計画しているところであります。

8月末の特養待機者は404人、このうち要介護4又は5で在宅介護の緊急性の高い待機者は約100人程度というふうに推計しております。第5期におけます施設整備によって緊急性の高い方々の入居はほぼ可能になるというふうに見込んでいます。

それからもう一つは高齢者人口の増加、あるいは先ほど申し上げました意識の変化、こういうことによりまして介護保険サービスの需要がどんどんと上昇してきているところであります。また、まだいまだこの介護従事者のマンパワー確保が最大の課題となっております。第4期に引き続きまして介護従事者の処遇改善が必要な状況であります。国はこの処遇改善経費を介護報酬に組み入れるよう検討しております。このことも含めまして介護給付費を増加させる要因が第5期計画の中ではこれまでになく多く存在しておりますので、保険料の増額は避けられない状況であります。

増加する高齢者、そしてそれを支える生産者人口の減少の問題、これは我が市ばかりではなくて日本が直面している問題でありますので、介護保険がその課題解決の一助と本当になるか否か。これはやはり介護給付費と介護保険負担の上昇を抑えて、介護保険制度を健全な形で維持していくということが大前提であります。第4期において見られました早期受給による現状維持への意識変化、これは介護保険制度が期待する方向だと。重度にならないためということですので、こういうふうに合致していると考えておりますので、介護予防の推進、医療と介護の緊密な連携、これらを推進しながらこの方向性をきちんと浸透させていきたいというふうに考えております。市民の皆さん方からもこういう実状をご理解いただいて、申し訳ないですけれども来年度からの介護保険料はアップをせざるを得ないというのが現状であります。

2 教育・文化について

次の教育・文化については後ほど教育長に答弁をさせます。

3 産業振興について

グリーンシーズン観光への取り組みをどう生かすかと。教育旅行であります。これは議員おっしゃるとおりでありまして、議員からご指摘というかをいただきましたJTBコミュニケーションズに依頼をいたしましたパンフレット、いわゆる調査であります。これは株式会社JTBコミュニケーションズで首都圏を中心とした教育旅行関係者、これは旅行会社あるいは学校関係者を訪問して地域の特性を生かした民泊泊を中心としたプログラムを案内して、積極的に今誘客活動を進めているところであります。この活動に直結した成果が出てくるのは結局は24年度以降になるということですので、このことには大きく期待をしているところであります。

4 住環境整備について

住環境であります。流雪溝整備運用の考え方であります。この流雪溝の取水ポンプ場は先の豪雨によりまして機械室内の雨水流入によりまして約1メートル浸水をいたしました。第2号取水ポンプのモーター部分及び風水ポンプ、あるいは電動弁並びに制御盤が被害を受け

まして、9月26日の第6次災害査定におきまして認定をいただいて直ちに今復旧工事に着手して、現在現場における復旧工事と起動試験それから通水試験も完了いたしましたので、来るべき降雪に対応できるよう今、災害復旧は完了したということであります。

それで、この流雪溝の整備運用の考え方でありまして、今までの件はここで置いておきますが、事業計画の中では魚野川から毎秒1.393トンのこれは暫定水利権として取水しておりまして、計画区域の通水によって計画されているところですが、現在の取水量では計画区域内の各々の流雪溝には6日に1回しか通水できない、こういう現状であります。

流雪溝の計画を作成するときには一緒に全部やるのではなくて、全て日にちを分けたり時間帯を分けたりしてやると。これが通例基本でありましたのでそういうふうにはしましたが、現状は雪が降るときは一緒に降りますし、排雪しなければならないときは皆が一緒にしなければならないということですから、計画策定といいますか指針が、国の指針もやはりちょっとその実状とは、かい離した部分であったというふうには認識をしております。

今、供用開始しておりますJR上越線より東地区の取水量でいっぱいに通水している状況となっております、サービス低下を最小限に抑えるためにも送水可能水利の拡大が図れませんかと流雪溝整備の推進あるいは供用開始区域の利用拡大を図れないという状況になっております。

そこで、水利権拡大の検討あるいは暫定水利権、これは3年間ごとの新規申請扱いでありまして、これがそういう暫定水利権になっておりますので、この安定水利権取得に向けた検討、そして新たな水利権の増、いわゆる取得が可能かどうか。今、関係機関への協議を行って調査、検討をしているところであります。

これは災害復旧を受けて運用について新たな視点での見直しということがどういうことか、ちょっと今わかりませんが、降雨の対応はやはり通常の側溝より断面が相当大きいものですから、非常に効果を発揮しておりました。通常の道路側溝よりは相当大きい断面ですので、そこで排水ができたということでもあります。

しかし、この今の豪雨の中で十二沢川が氾濫をいたしましたので、これに関係をした部分についてはもう側溝も流雪溝も何もない、全く機能しない状況になりました。そういうことで非常に十二沢川の改修が急がれるところでありますけれども、今このことにつきましては新たに床上浸水対策特別緊急事業という事業を導入させていただいて、でき得れば5年くらいでこの十二沢川の改修を完了させたいという方向で今、調整に入っているところであります。

地盤沈下区域の対策としましては、地下水の利用規制がなされておりますけれども、流雪溝計画のまた再検討、それから対象地域における克雪対策として今取り組んでおります宅地内消雪設備普及促進事業、これらにおいて事業用地等の適用あるいは補助率、それから補助限度額の引上げの検討を行っておりますし、克雪住まいづくり支援事業、地下水の放水によらない熱エネルギー利用の屋根融雪補助、これも併せて今事業を進めているところであります。

す。

なお、地下水熱・地熱等の利用によります融消雪の部分についてはもう1年くらい実験をしていかないとなかなかきちんとした成果が得られないところでありますので、今年度引き続き実験を進めるところであります。

それから住環境整備についての2番目の原子力発電という問題であります。おっしゃるとおりこの福島第一原発事故の放射性物質のこの拡散は風や地理的な条件が非常に影響したと思っておりますし、実際そうだとということが実証されているわけであります。私たちの地域は冬季は日本海から強い季節風が吹くわけでありますので、そのことを踏まえての検討の必要性については私たちの市だけではなくて、多くの市町村から意見要望がなされております。

国県も福島第一原発事故の教訓、そして私どもが申し上げている意見要望、これを踏まえて検討がなされておりますが、国の指針、案では発電所から同心円を基本とした範囲設定がなされております。市、県においてもこの国の指針に準拠した範囲設定をしておりまして、12月8日の県議会一般質問で知事が水素爆発時に一時的な風向きの影響を受けたが、その後も放出は続いており全方位に拡散しているというふうに指摘をいたしまして、刻々と変わる風向きの影響を事前に決めて予測するのは極めて難しい。このたびの素案では余り風の影響は考えずに全方位への拡散を前提にしたというふうに説明をしているところであります。

確かに四六時中、10分も休まず同じ方向に風が吹き続けるという条件であれば、これはもう風の向きをきちんと予測 予測といえますか今までの経過からしていわゆる同心円ではなくて、楕円になるかどうかはわかりませんが、その範囲をある程度想定することはできます。けれども、いかんせん気象条件でありますので、必ずその事故があった日に季節風が吹いているとも限りませんし、あるいは季節風がもっともっと強く吹いているかもわからない。夏場であっても海からの風がこちらへ吹く日もありますし、でするので非常に難しい。

そこで何ていいますか、拡散シミュレーションを全部行っているわけではありますが、今出ておりますのが、緊急時迅速放射能影響予測システム、いわゆるスピーディというやつであります。これを活用して拡散状況を把握して避難誘導に当たる考え方を示しているということもありますので、今後も県、市町村、関係機関一体となって実質的な対策の策定を考えているところであります。ご承知のように現在の県の素案では、南魚沼市は約半分程度、いわゆる平地部のほとんどが50キロ圏内に入ることでありまして、屋内退避計画地域ということになるかと思えます。

それから放射線の定点観測地点の増設でありますけれども、このたびの県の素案等の中では県内地域の放射線量監視地域として設定して、広域的な環境放射線モニタリングの実施、あるいは安定ヨウ素剤の備蓄、この計画をあらかじめ策定する地域というふうになっておりますので、その県の方向性で私はそれでいいものだ。

それからスポット的な調査につきましては前から申し上げておりますように、放射能測定器2台を今契約しているところでありますが、製造が間に合わないで2月ですけれども、こ

れを使いながら定期的にやるのか、あるいはまあ定期的ではなくても心配のあるようなところをきちんと測定をしながら、皆さん方にきちんとした情報を伝えて安心をしていただくように努めてまいります。

5 行財政改革・市民参画について

豪雨災害復旧財源としての職員給与費カットということでもあります。給与は一般的に労働の対価であります。そういうことで、ただ、今その災害復旧が大変で、例えば財源が不足しているからということではとっとカットというのは非常に難しいことでもあります。

そこで、財政健全化計画の中で人件費の削減というのが大きな項目でありまして、ご承知のように平成17年12月策定の当初計画では、抑制目標額を24億円といたしましたけれども、19年12月に30億8,500万円これに上方修正しまして、実績では33億6,200万円を削減させていただいたところでもあります。これは人員削減によるものがほとんどであります。

ただ、この中には18年から3か年実施いたしました給与5パーセントカット、これも4億7,000万円ほど含まれております。そして今、災害復旧関連の財政的な裏付けでありますけれども、激甚災害指定を受けて、査定を今受けているわけであります。この査定件数、金額ともに今まで申し上げてきたとおりで、ただ金額的にはまだ策定額確定しておりませんからどうかは別にして、おおむね、おおむねですね、トータル的に約9割近いこれは激甚災害の国庫補助であります。その残りの90パーセント・・・残りの9割以上が災害復旧債で認められまして、またそれについては後年度交付税措置をするということでもあります。

一番懸念をされておりました小規模災害40万円以下ですね、これについては補助金は該当しません。しかし、40万円までの部分については全てこの災害復旧債で対応していただくことになりました。瓦れき処理も含めると40万円以上になる部分は出るわけですが、これはこれとして別個にきちんと災害復旧債で対応するという返答を今日、北陸農政局の方からいただいたところでもあります。まあ財源がいらないとは言いませんけれども、当初見込んだ一般財源の投入は大幅に抑えられるものだと思っております。

ただ、全てが全て全部補助金や交付税で賄われるものではありませんので、相当ある意味多額なやはり一般財源の支出はございます。ございますが、この災害という部分についてはいつもご説明申し上げておりますように、突発的に緊急的に発生するわけですからそれが発生したときに、人件費の削減でそれを賄うということは全く考えておりません。いわゆる財政調整基金、これらはそのときのために一応積んであるわけでありまして、今回も当初見込みでは約8億円を基金から取り崩して、今一般会計の方に参入しているわけでもあります。これが実質的にどうなるのかまだわかりませんが、そういうことでもあります。

そして、国がやっているがと。国は、あれは民主党の皆さんはいわゆる総人件費の2割削減、これがマニフェストに記されておまして、その一環として災害復旧にあてると。東日本大震災の財源にあてるために今、7.何パーセントですか削減しようと。しかし、これは国民の皆さんに対しましてもいわゆる消費税等についての負担の増をお願いしているわけであ

ります。一方的に国の職員だけが削減をしてではなく、我々もこうしますから皆さん方もこの負担増に何とかひとつ応じていただきたいという前提があるわけであります。

私どもは別に市民の皆さんに、この災害によって負担増を課さなければならない状況ではありませんし、お願いをすることでもありませんので、そういう基本的な違いがあるということも議員からご理解いただきたいと思っております。市の財政が悪化することなく今の災害はきちんと乗り切れるということだけを申し上げましてこの答弁に代えさせていただきます。

それと農家負担がゼロで市が何でもしてくれるから見てていいやという風潮が生まれているということではありますが、もし、そうだとすればそれは言語道断であります。そういう感覚を持っていただくと、いかに市がという言い方はあれですけれども、皆さん方の基幹産業としての農業だから今回の大災害についてはこういうことでやらせていただきたい、その趣旨が全く逆になってしまいます。

ならば負担を取った方がいいのか。それですとやはり1割負担、あるいは2割負担になりますと、耕作放棄も増えたり厳しい農業経営の中で農業を断念しなければならないとか、そういうことが生まれる。それではやはり南魚沼産コシヒカリというブランドに非常に大きな影を落とす、しかも農家経済も安定しないと、そういう目的の中で農家負担ゼロということを出したわけであります。じゃあまあ市が全部やってくれるのだから我々は見ているだけでいいや、何もなくていいやなどという風潮がもし、あるようだとすれば、今後のやはり政策の中でも相当な見直しはしなければならないと思います。けれども、私は一部の方はそうだかもわかりませんが、全体的にはそうではないと。そうしていくそのことでまた農業に対して意欲を持ってやろうと、復旧に早く取り組んで一生懸命やはり農業をやろうと、そういう意識が生まれるものだというふうに期待しております。そういうお声を聞くようでありましたら、議員の方からもそれを助長せずに、そういうことではないというふうに十分諭していただければ大変ありがたいと思います。以上であります。

議長 傍聴者の皆さんに大変申し訳ありませんが、ここで休憩とさせていただきます。

休憩後の再開は11時ちょうどとさせていただきます。よろしく願いいたします。

(午前10時50分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、第一上田小学校から写真撮影の願いがありましたので、これを許可いたします。

(午前11時00分)

議長 一般質問を続行いたします。

教育長 2 教育・文化について

寺口議員の質問2点目、教育・文化について。心豊かでたくましいを基本理念とした教育行政の中で平和教育に対する取り組みへの基本姿勢を伺う、に対して答弁を申し上げます。私ども公務員は職務に就く前に日本国憲法を遵守するということを宣誓して職務に就いてお

るところであります。日本国憲法の精神は何と申しましても恒久平和ということでありまして、平和憲法と言われるゆえんであります。平和教育とは何かということによって私どもの理解を申し上げたいと思います。平和教育といえますと、国や団体・個人それぞれが協調と相互理解により武力を用いず未然に問題を解決し、安心安全な生活と人権が守られるよう行動する。その基礎を養うことであると、このように考えております。

したがって、この平和教育といたしましては、大きく二つの要素を持っていると思います。一つは直接的に戦争・暴力あるいは平和の問題を取り扱う平和教育であります。もう一つは平和を創り出していく、平和を維持していく、人格的・社会的な条件を扱ういわば間接的な平和教育であるところのように考えております。まず、直接的な平和教育という観点から二つほど申し上げたいと思います。

小学校の教科書につきましては、昨年採択替えが行われました。中学校の教科書につきましては、今年採択替えが行われたところでもあります。この2回にわたりまして久々に教科書を良く読んでみました。その際感じたことを申し上げます。小学校、中学校いずれの教科書を見てもそうでありましたが、国語については平和に関する教材、戦争の悲惨さ、核兵器の残忍さ、残虐さといえますが、これらを取り上げた教材が豊富に、各学年ごとに発達の段階に応じて配置されておりました。併せて社会科におきましても今までの人類の歴史において不幸と悲劇を招いた戦争の実態、歴史、紛争の実態こういったことが豊富に掲載されております。さらに平和条約や軍縮の取り組み、日本国憲法に盛り込まれた戦争放棄の理念などについても時間をかけているところでもあります。

二つ目の間接的な平和教育に関する部分であります。これについては様々な異なった価値観がある、価値観を有する人たちがいる、多様な生き方がある、それぞれを尊重しなければならないということをきちんと理解させることが肝要だと思っております。そして自分の考えをしっかりと言葉にして発表できること、一人一人が人間として尊重されるべきであること。こういったことを機会を通じて子どもたちに発信していかなければならないと、このように考えております。具体的には議員からもお話がありましたが、中学生の海外派遣によるアメリカ訪問、アジア大交流計画によるASEAN諸国の高校生の短期招へい、こういったことに取り組んでまいりました。併せて小学校での国際科設置により国際理解、こういったところにも取り組んできたところでもあります。

もう一つは差別を許さない、こういう取り組みであります。人権・同和教育や児童・生徒間の問題解決を学ぶ学級活動、道徳及び総合的な学習の時間等々におきまして先ほど申し上げました多様な価値観がある、一人一人が人間として尊重されなければならない、こういったことに取り組んできているところがございます。新しく、新しくといいますが、実際のところ戦争の悲惨さというものが、教科書で見ただけでストレートに伝わる。そのときは伝わりますけれども、それだけでいいということについては若干の懸念もありますので、近くにある、例えば長岡にはそういう記念館もございますし、そういうところの見学などももし機会があれば実行してみたいと、このように考えております。以上でございます。

寺口友彦君　　こと細かな答弁をいただきましたが、若干ちょっと再質問をしたいと思います。

1 保健・医療・福祉について

まず保健・医療・福祉の介護事業についてでありますけれども、パブリックコメントに出された資料を読ませていただきましたし、市長の説明のとおりであると。非常に良く市の現状を認識した中での計画概要であるなというふうには思っております。

ただ1点、介護サービスを受ける方が増える。これは当然でありますけれども在宅での部分がこれから増えるであろうというふうにしますと、今度はそのケアラーといいますが、介護事業に従事している方の給与を含めた充実をどうするかということは、これは国の問題でありますけれども、家族といいますが介護を支える人たちをどうするかという部分が非常に大きな問題になるということは6月の議会でも申したとおりであります。

この第5期計画の中にその部分についての基本的な部分が出るのかなというふうな思いがあったわけなのですが、その部分が少しまだ弱いのかなと。まあ概要ではありますので。このたび社会福祉協議会の方で生活介護サポーター養成講座というのがありました。その中でちょっと参加をさせていただきましたが、新潟の方に常設型、地域の茶の間、うちの実家というものがあるのだそうです。そちらの方に養成講座の方が行って、実際に見て話を聞いてきました。要は憩いの場といいますが、息抜きをする場といいますが、そういう部分も兼ね備えているということでありました。こういうほっとする部分といいますが、介護をしている方のその部分が非常に大切であります。こういう部分についてがこの第5期計画の中ではどういう扱いを受けるのかなという部分について1点お伺いします。

市　　長　　1 保健・医療・福祉について

そのことにつきましては、9月定例議会で、6月では寺口議員、9月では山田議員でしょうかご指摘、ご質問がございました。家族介護継続支援事業の充実をこの第5期では図っていきたいというふうに思っています。特に男性介護者の自主グループの立ち上げを第5期中では目標に掲げてこのことに取り組んでいきたいというふうに思っております。

寺口友彦君　　1 保健・医療・福祉について

介護をする方が心が折れないような形での支援を市が考えていかなければならないというふうになりますので、これは概要でありましたからこれから市民の方から相当意見をいただくわけであります。この部分に十分配慮をした第5期計画、それを実施していただきたいと思えます。

2 教育・文化について

次に教育・文化の方であります。教育長の方から直接的・間接的という部分での答弁がありました。私が一番残念だなという部分は、戦争を実際に体験をした、そういう苦しい体験をしたという方たちが自分の口で語ると。そういう方たちがいなくなっていくということでもありますね。教科書やそれら資料館とかで間接的に見ることはできますけれども、実際に言葉として聞くということができなくなってくるという部分を、では教育という部分でどう

やって補っていくのかという部分が非常に難しい問題であります。

今、南魚沼市ばかりではないと思いますけれども、お年寄りに対するその見方といいますかをよくよく考えてみますと、やはり前の世代がいかに食う物も食わず、着る物も着ないで本当に一生懸命に働いて、今の日本の繁栄を築いたという部分についての感謝や敬意という部分がなくなっているんだと。今年の漢字で「絆」というのが出ましたけれども、世代を超えたそういう絆という部分がこの平和教育を通して培っていくという部分が必要ではないかというふうに思いますが、教育長のお考えを伺います。

教 育 長 2 教育・文化について

議員ご指摘のように直接戦争の体験を語っていただけるそういう世代の方々が確実に減っていってしまう。いずれはいなくなってしまう。そういったことはそのとおりであります。これに対してどのように対応していくかということにつきましては、今ここで申し上げられるほどの識見を持っておりません。ただ、そうは言いましても今現在はまだまだ、各それぞれ学校の校区内にそういう体験を有する方々が生存しておられると思いますので、このことにつきましてはそれぞれの学校がどういう取り組みをしているかを含めて、もしかしたらそういう方々からお話を伺うというふうな時間を設けている学校もあるかもしれませんので、そういうようなことも調べながら対応してまいりたいと思います。

2点目の先人の労苦に対して感謝をするということですが、これも平和教育の中での大きなテーマだとは思いますが。私どもは社会科の副読本、この地域のことに関してです、例えば八色原の開墾ですとかいろいろあります。それらの教材を活用しながら先人がいかに苦勞をして、努力をして現在のこの地域、社会を築いてきたかということについての理解と感謝の気持ちを培っていききたいと、このように考えているところであります。

寺口友彦君 2 教育・文化について

市外に子どもたちが出て行ってそういう体験をしてくるというので、長岡の平和資料館という話を教育長がされたわけなのですが、国政に関することではありますが、例えば沖縄の米軍基地がどうしてあれほど問題になるのかという部分について、やはり全く関係ないと言えない部分がありますね。子どもたちがそういうことを考えるきっかけということになると、例えばこの教育旅行というものを利用して、広島・長崎の原子爆弾の資料館であったりとか、そういうところに子どもたちが出かけて行くと。その中でいろいろなことを学んでもらうという方向も、教育委員会として出していくのはいいことだなというふうに思っておりますが、そのことについての教育長のお考えを伺います。

教 育 長 2 教育・文化について

そのことの意義については十分わかっているつもりではありますが、何分遠方でありまして、旅行に要する日数、費用等々を考えますと、直ちにそれを各学校に推奨するというわけにはまいらないと、このように思っております。間接的な、百聞は一見にしかずと昔から言われておりますので、間接的な体験を幾つも重ねるよりも実際に目で見るということが一番大切だということは良くわかっているつもりではありますが、今申し上げたように日数と費用とい

う点でなかなか難しいかなと、このように考えております。

寺口友彦君 2 教育・文化について

一度教育委員会の課題ということでお預けをしておきます。

3 産業振興について

産業振興の教育旅行でありますけれども、市長答弁にありましたようにグリーンシーズンに向けての取り組み、例えば旅行会社だったり学校関係者だったり営業に出ていると。その成果が出るのは24年度であります。このJTBコミュニケーションズというところからの報告書を見させていただきました。その中でJTBという一つの旅行会社でありますよね。こういうところに委託をせざるを得ないという状況はわかりますが、やはり民間企業でありますので、教育旅行であればJTBにすればJTB関連のものを中心に当然考えざるを得ないという部分があります。産業建設委員会で下田市へ行って来たときに、下田のやり方はその旅行会社ではなくてもう地元の観光協会ですね、それが自ら企画立案をして営業に出ていくと。営業に出ていくについては教育関係でありますので、もちろん下田市の教育委員会から営業に出て行くそういう市、町等の教育委員会への連絡を入れながら営業をしていったという部分があります。私はそういう道を取れるのかなというふうに思っただけなんですけれども、500万円の予算でしかないのだからということになるのだということなのか、このくらいするのだから500万円なのかという部分について、今の率直な市長のお気持ちを伺います。

市長 3 産業振興について

理想的にはその地域で全て企画立案をしてそして営業にも当たると、これが理想でありますけれども、ご承知のように私どもの例えば観光協会で、あるいは市で、おいでいただく方々のニーズとかそういうことの把握というのは非常に難しい。そして、ではどこに、今までみたいにパンフレットだけその辺に置いてくればいいというもうやり方ではだめだと。ですから、ターゲットを絞ってもうきちんとそこに現場に訪れる、お願いしに行く、誘客に行くということを取らないとなかなか私は成果に結びつかないということの中から、そういうことのエキスパートでありましたこのJTBコミュニケーションズですか、ここをお願いしたわけであります。500万円だからとか、500万円もかけてとかと金額的なことは特に想定をしてやったものではございません。この成果がどう出るか、これもやはり私たちも注目をしているわけでありまして、これは本当のところはまだわかりません。

わかりませんが、こういう部分を今度は市の観光協会あるいは市の職員も現実として見てきているわけありますから、例えばこの教育旅行だけでなく別のことについても、ではまたその現場に行けるとかそういういわゆる人脈の形成といいますか、そういうことも可能になってくるわけありますので、そういう効果もねらっているところでもあります。ご承知だと思いますが、こういうものを作りながら今、営業活動をやっている、そういうところあります。

寺口友彦君 3 産業振興について

グリーンツーリズムに関しては、南魚沼市は先進地であると私は認識をしております。しかしながら、この教育旅行については後発であります。市長が言うように、情報源をどこに求めるかとなればJTBなどの大手旅行会社1社にならざるを得ないという状況もわかりませんが、どうのこうのとまだ結果は出ておりませんが、ぱっとこのパンフレットを見た感じでいくと、残念ながらどこのパンフレットでもそうかなというような感じがしました。残念ながら。

ですので、これはまあ24年度においてこうやって行った方がいいのではないかという考えは多分出ると思いますので、市としてはもう本腰を入れて応援をしていくということをしていかないと、なかなかスキー産業と言ってもスキー人口の減少に歯止めがかけられませんので、非常に期待をしている部分であります。その部分を流れを見ながら市も応援をするということを期待してこの部分は終わります。

4 住環境整備について

それから住環境整備の方の流雪溝でありますけれども、一番なのは十二沢川の改修を5年でどこまでやるかという部分にかかってくるのだと思いますが、ただ、喫緊の問題として六日町駅西地区ですね、駅西地区。送水管もできました。中継ポンプもできました。二冬過ぎました。なかなかその注水実験をすと言いながらそれも実行し得ていないという状況で、あんなものを作って何をすつもりなのだというようなことを言われるわけなのです。そうすると十二沢川の改修に合わせてこういうふうになっていくのだなというところが、多分計画の大幅変更ではないのですけれども、こういう見通しなのだということが出てきていると思うのですね、開始に合わせて。そういうところはやはり地元への説明をしていかないと、なかなかここはどうなのだろうという心配ばかり増えていくだけだと。

特に駅西地区についてはまたコンビニエンスストアが新規開店もしましたし、もう宅地ということでほとんど雪をためておく場所は毎年のように減っていくという状況であります。そういうところを考えればその改修と合わせた中で、計画はこのようになりますよというところの説明は、やはり地元にするべきだと思いますけれども、それについての市長のお考えを伺います。

市長 4 住環境整備について

当然であります。そこで先ほどちょっと触れておりますように、この水、水利権、水の量の確保が大前提であります。今までこの問題につきまして、では十二沢川の水を利用できるのか。あるいは上水道の送水管からの水を利用できないかとか、いろいろ検討しましたけれども、なかなか実現には至らないということでありまして、結局この水の量を大幅にアップして確保しないと、特に駅西地区についてはなかなか水が流せないという状況であります。

ですので、これらの方向性がきちんと確認できますと、今議員おっしゃったように、こうなりますということはきちんとやれるわけでありまして、今すぐなかなかこうなりますという部分が十二沢川の改修はそれで結構です。これはもうできますから。地元の皆様のご協力さえいただければですね、できますからいいのですけれども、そうでない部分もち

よっと絡んでおりますのである程度きちんとした見通しを持った中で、当然それができれば説明にあがって、皆さんから安心をしていただくということであります。

そういうことも含めていわゆる駅西には、地盤沈下の区域でありますけれども、深層水を利用しての消雪井戸も、これは深層水利用での地盤沈下への影響という部分も含めて消雪パイプ路線もちょっと増やしてありますので、そういうことも兼ね合わせてまたきちんとした説明はしていかなければならないと思っております。

寺口友彦君 4 住環境整備について

説明責任ということで果たしていただけるものと期待をしております。原子力の問題ですけども、市長答弁の中にありました、この12月県議会の初日の代表質問でありましたが、十日町の県議の方からの質問に対しての知事の答弁ということで披露していただきました。素案の考え方を丁寧に説明し、市町村や県民の皆さんからご意見をいただくという知事の答弁でありますよね。スピーディという、まさに名前のとおり本当にスピードアップだなという形で見ました。これは飯館村の外部被ばくについてはこのスピーディという情報がありながらもそれを活用しなかったという部分が、責任を問われているわけですよ。

そうすると、世界最大の原子力発電所を持つ新潟県でありますから、ご意見をいただきという前に、この部分も当然入ってやりますよという、そういう知事からの答弁だと期待をしておったので、それがこれからご意見をいただくという部分で若干ちょっとトーンダウンしている部分あるのかなと思います。やはりその50キロ圏内といっても、うちの市の場合には放射能汚染によってもしもですよ、風評被害を受けやすいという農業と観光業が基幹産業なわけですから、これはぜひともこのスピーディを活用したものは当然一番にならなければならないと思いますので、そこら辺は市長の方から強く知事に求めていただきたいと思いますが、市長の答弁をもう一回お願いします。

市長 4 住環境整備について

先ほど触れましたように、知事もこのことについてスピーディを活用して拡散状況を把握し、避難誘導に当たる考えを示しているということですので、それを的確に運用ができるように、そしてなるべく早くこのことをきちんと実施していただくことは常々申し上げておりますが、また改めて。今、勉強会をしております市町村、このことについても確か相当踏み込んだ意見を申し上げる予定でありますので、とにかく早くやっていただきたい。このことは十分申し上げるつもりであります。

寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画について

では最後にこの行財政改革・市民参画での人件費カットでありますけれども、同僚議員の方から平成24年度予算についての概略という一般質問の中で、まず水害の影響、これに対する復旧これはトップだというような答弁がありました。これに対する国の交付金も激甚災害の指定を受けたので、農地であれば92パーセントくらいですかね、交付金も大丈夫だと。ただし、市税についてはおそらく減収傾向は続くだろうということでありました。規模については300プラスこの水害復旧についてが入るので、最高でも400億円くらいかなとい

う話ではありました。

そして重点的な施策ということでやはり復旧が第一であると。復旧第一、そのとおりだと思います。2番目に総合計画、後期計画の実施であると。これは約束だから約束を果たすという部分です。その3番目に財政の健全化に重点を置いた編成をするというふうになっていましたので、私はこの2番目と3番目の部分で、私は逆にするべきではないかなという思いがあったのです。

それは今定例会初日でも出ました都市計画税でありますね。都市計画税を税率半分にして6,600万円くらい。将来的には全部、とにかく24年度は6,000万円ちょっとくらいの減収は間違いのないわけですね。その部分が果たして激甚災害でも復興債でありますから、復興債は債、借金でありますね。そうするとその部分が当初考えた財政計画よりは膨らむわけですから。膨らむわけで、その返済はどうするのかと。資金の調達はできた。でも返済はどうするのかということを考えれば、私はやはり財政健全化に重点を置いた編成というものが私は上にくる部分だと思いますけれども、市長のお考えはいかがですか。

市長 5 行財政改革・市民参画について

誤解をいただかないようお願いしたいわけでありまして、例えば総合計画の中でも1に医療・福祉・保健とかですね、そういう1、2、3は振ってありますが、これはそこが一番優先という意味ではありません。この六つを重点的にやっていくということです。災害復旧、これはもう何ていいますか1丁目1番地でありまして、全く別のものでもありますからこれは別として、あと1番がどうだから2番がどうだからという順位付けではありません。併せてきちんとやっていくと、それが重点項目ということですので、その順番にこだわらずに、当然財政をきちんと運営していくというのは全ての基でありますので、順番を付けると言われればそれが一番ということにはなる。あとは市民生活の安心・安全というくらいになっていくわけでしょうけれども、そういう順番を付けたものではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画について

もう1点はその人件費カットの部分で、同僚議員から出ました人事院勧告の問題であります。人事院勧告を無視するという形になりました。県内20市の中でこれに準じてやるというのは隣の魚沼市さん1市だけだということですが、この水害復旧については相当国の支援を受けてやると。県もそうありますけれども。そうしたときに横並びで、うちの市も人事院勧告はまあちょっとこれはいいのではないかというような考え方でいった場合ですよ。いった場合、金額の多い少ないは別にして、あのとき南魚沼市さんはこういう態度でしたね、というところが後々の交付金とかの部分について影響が出やしないかという心配をしてしまうわけです。人事院勧告というのはそれだけの私は重みのあるものだなというふうにするのですけれども、そこら辺の心配について市長どう思っていますか。

市長 5 行財政改革・市民参画について

ご承知のように国の人事院によります人事院勧告は、国に対して行うものであります。私

どもは今までそれに準拠してきたという。ですから、直接的な関係は全くございません。人勤を全然しないで県の人事院勧告でやっているところもいっぱいあるわけですから。

ですから、そのことによって国が差別的な扱いをするとは考えられません。ただ、財政のもろもろの指標の中でいわゆる国の示す方向を全く実施をしないで、例えば市の財政が豊かだから別のことをやると。それはまた基準財政需要額だか収入額だかいろいろな中で差配はあるかもわかりませんが、このことが人勤を実施しなかったから直接的に交付税を減らすとか、それはあり得ない。あり得ないことであります。

寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画について

もう1点、公務員の給与ということの考え方でありますけれども、1年間を平にしてずっと忙しいというわけではないわけです。部署、部署によって仕事の量が増える、減るといっはありますよね。そういうふうを考えれば年間でいった場合はそういうこともあり得るわけですから、こういうような災害復旧、災害が起きたというについてもそれは年でいった場合はこれだけ集中をするということは当然あるというように私は思います。

ある意味、公務員の雇用体系は終身雇用でありますよね。定年が来るまでは保証されているという部分であります。そうすると、水害で頑張ったからというような部分についてのその説明は、ちょっと私は納得できない部分もあるなど。市報に市職員の給与、職員数についてのお知らせが載りました。ちまたでは年金の一本化ということが議論をされております。

良い、悪いは別にしてですけれども、公務員の方はある程度終身雇用でもあるし、その年金についてということではちょっとどういうものかなということでは調べたら、厚生年金と共済年金の掛け率、共済年金の方が掛け率が若干低いと。平均の標準報酬が40万円とした場合に厚生年金と共済年金の掛金でいうと年間で1万536円安いと。安いのです。ところが、実際にもらうときになると年間で21万円多いと。

こういうふうによするに公務員はそういう長い中でやっているからそれだけの保証があるという部分でありますよね。そういうところを鑑みれば、やはり水害で頑張ったから給料の方は下げないのだというような考え方は、私はちょっと違うのではないかと思いますけれども、この辺についての市長のお考えを伺います。

市長 5 行財政改革・市民参画について

昨日も牧野議員にお答え申し上げましたとおり、論理的にきちんと整理をしていって、今私が皆さんに対して論理的に納得できるものではないと思っております。しかし、組織これはやはり論理的に動かそうと思ってもだめだということをご理解いただきたいということであります。非論理的、ノンロジカルというふうであります。これがなければ組織は動きません。機械は動きますよ。機械はもうボタンさえ押せば、電気さえ入れればそのとおり動きまますからそれはそれで結構。しかし、人間は皆感情というものを持っておりますから、そうそう決められたこと、あるいは理屈でそれを押し通そうと。それはそのときは首長の言うこと、あるいは議会の言うことですから納得はしますよ。それは納得はするかしらないかは別にして従わざるを得ない。しかし、そういうことでいかに職員の士気が落ちるか。

私はこのことを考えてやったわけでありますので、責任は全て私にありますから、職員がどうだこうだということはどうぞ申し上げないで、責任は私にありますから。私はそういうものの考え方の中で今回　しかも、今まで経験もしたことの無い災害をずっと体験してきたわけですよ。体験というか、それにきちんと対応していただいたということですから。しかも下げ幅も0.23です。これが10、15ということであればまた別です。それから国の職員と比べてのラスパイレス指数も今93.6ですから。そういうことも総合的に勘案をして、最後はノンロジカル、ここで決定をさせていただきました。

寺口友彦君　　5　行財政改革・市民参画について

ノンロジカルと言われると、最近涙もろくなってノンというのは弱くなったものですがけれども、そう言われるとそうかなと。そうとばかりは実は言えないのですね、やはり。職域加算というものは何のためにあるかということ考えた場合、退職についても同じです。そういう部分をやはり一般の人から見れば優遇をされているのだから、非常時には頑張ってもらうのは当然ではないかというような思いがあるわけです。

そこら辺を額の多い少ないではないということでありますけれども、ただ、来年度も例えば上下水道会計や国保や病院会計の繰り出しということで非常に厳しい。非常に厳しい財政運営を強られるわけです。そうした場合、財源をどこに求めるかということ、きっちりと庁舎内で議論していただいて、人件費カットに踏み込んでいただくということを期待して質問を終わります。

市　　長　　5　行財政改革・市民参画について

何か事業を実施するに当たって財源が不足だから、そのために人件費カットという考え方は全く持ちあわせません。トータル的な中で前回実施いたしました5パーセント削減とか、こういうことはあり得ます。それから人事院勧告もこういう非常時的な、全く通常の年でこの勧告を実施しないなどということは考えてもおりません。ですので、今回は非常的な部分、非常というのは情ではないですよ、常。そこでいわゆる非論理的に私の決断をさせていただきましたということであります。ですから、来年の事業を全部精査してみて、お金が足りないからでは人件費をカットしようかと、そういう発想は一切持ちあわせていませんということだけご理解を賜りたいと思います。

議　　長　　質問順位16番、議席番号23番・岩野　松君。

岩野　松君　　傍聴者の皆さま、そしてかわいい皆さまようこそおいでくださいました。昨年は大変お世話になりました。おいしい給食をいただきまして、そして私は不器用で食べられなかったものを教えてもらったり、とてもさわやかないい印象をいただきました。質問に基づいて一般質問をさせていただきます。

1　大原運動公園報告について

1番目に大原運動公園の先日の報告について感じたことがありましたので、確認もあって質問にあげさせてもらいました。全員協議会での報告の図面では、大変立派なイメージという印象を受けました。皆さんの質疑を聞き、やはり納得いかない点や不安などについてお聞

きします。この施設はまず市民のものとして利用し、活用しやすい設備になるのか。そして運動公園としての目的も市民のものか、観光客が主体なのかという、私の中では後者に重きを置いているように見えますがどうでしょうか。

かつて、今もそうなのですが、万条球場は塩沢のいわゆる一般の野球好きの人たちからも非常に多く利用されていました。チーム試合などもやられ、そして親しまれていた球場ですが、大原運動公園に変わった野球場になっても、利用料の面、借り方、そして使用の仕方などに不便にならないか。市長は財政面は必要ないと常々言うております。しかし、耐用年数というのでしょうか、その後の補修や補強の必要時はいつ頃から始まるのか。高校野球やBC級の球団養成可能な球場を目指すとしています。そのメンテナンスが必要な頃でもそれが可能だというふうな思いで取り組んでいるのでしょうか。

そして、大手スポーツ会社などが指定管理に名乗りを上げていると言っていました。そうなったとき、市民から遠のくのかなという思いもありますが、どうなのでしょう。また、議論もありました野球場を満杯にした場合、観客動員の数からいうと、今の駐車場では足りない、またトイレの問題もあるのではないかと、というのがありました。そしてそのような質問に対しては、筑波大の土地の購入も視野にということも出てきました。ますます資金の必要性が生まれるのではないかとということです。そして、ここは東京からは非常に近い、いい位置であります。しかし、市内から見ると端に位置します。古くなれば市民からの利用度は少なくなるのかなという思いもありますが、先行きの財政面の心配や不安が私には広がります。

市長は公約を守る立場として大原運動公園、非常に一生懸命情熱を燃やしているように見えます。そして、子どもや若者が夢と希望と張り合いを持たれる、そういうこともおっしゃっております。しかし、その若者が働き、納税者になる頃には負担と大変さというか、そういうお荷物の施設にならないのかなというのが私の一番の不安でございます。

これからは人口も減り、当分は高齢者社会も続くと言われております。箱物には慎重に慎重を重ねて当たるべきではないかと思っております。ちょうどというか合併特例債利用も延長になりそうです。もっと検討や熟慮が必要ではないでしょうか。2万人近い市民がノーを表示したことであります。もう一度民意を問うべきではないかということをお願いいたします。

2 今泉博物館名称について

2番目の今泉博物館の名称についてです。遺族の思いは届いたかということであげました。実は今泉の遺族から5月10日に市長訪問をし、今泉博物館20周年記念誌の内容に対しての不適切部分の指摘と、それについては今度何かで関係文を出すときは修正してほしい。また、博物館や敷地全体を含めた総体的な名称の設定をお願いしたのですけれども、いまだに何の連絡もないが調べてほしいという依頼を受けました。

結果、名称や方向性などは推進協議会で審議をし、名称については公募でということでした。私はうかつにも、いろいろあって11月15日の市報にその名称が広報されておりましたが、私が依頼を受けたのは11月20日のことでした。5月10日に市長訪問をし、その後

推進協議会には総体的な土地も含めた名称については提案や審議は何人かにお聞きしましたらなかったような、そういうような印象でした。そういうことに対して市としての考えはどうなのかまずお聞きします。

3 高齢者問題について

3点目に入ります。高齢者問題についてというふうにあげましたが、前議員からもこの問題はちょっと出ていますけれども、1番目は介護予防・日常生活支援事業をどう考えているのかということです。介護保険は2000年から始まりました。何回も、3年ごとだと思うのですが、見直しがされ、そのたびごとに利用者や家族、そして事業関係者などには制度がややこしくなりそして利用もしづらいとされてきています。

今回の改正の問題点は介護予防や日常生活支援事業、総合事業が要支援1、2の軽度者を介護保険から外す方向であるということです。これは要支援の対象者を今までの介護保険がそれとも新設される総合事業のどちらかを選ぶ、それは自治体の判断に示されています。総合事業というのは介護サービスの質を保証する介護職員の資格や人数などの基準もなく、また、介護の専門職でないボランティアでもよいというふうに安上がりにもできることも検討されております。軽度者への介護保険外しにつながる総合事業を実施すべきでないと考えますが、市の見解はどうなのでしょう。

もう1点は、この長寿・健康増進事業というのがありまして、その中の肺炎ワクチンの助成はできないかということです。全国的には人間ドック助成事業や肺炎球菌ワクチン助成が多くの自治体で実施されています。市も来年度からは人間ドックは74歳まで引き上げるといっていますが、肺炎球菌ワクチンの助成は実施されるかどうかということです。

年間17万2,000人が肺炎で死亡しており、死亡原因の今第4位だそうです。抗生物質が効きにくくなったことや高齢者が増えたことで肺炎患者が増えている理由です。この肺炎は若い人がかかっても余り命の危険はないのですが、65歳以上の高齢者は命に関わるので注意、しかも死亡の95パーセントがこの65歳以上とされています。ぜひ、必要な政策でないかと思いますので提案いたしました。以上壇上からの質問はこれで終わります。よろしくお願ひします。

議長 一般質問の途中でありますが、昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時ちょうどといたします。

(午前11時47分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前12時58分)

議長 なお、中沢俊一君から発言を求められていますので、これを許します。

中沢俊一君 貴重な時間を割いていただきまして感謝申し上げます。先般12月12日、私の一般質問に対する市長の冒頭の答弁についての申し出であります。

議員の行為は、行動は自民党党規違反だというような趣旨の答弁があったわけであったわけですが、私もこの会議場でやったことにつきまして、今朝、自民党県連に問い合わせ

せました。かかる事柄は往々にして見られることであって、自民党県連としては党規違反には当たらないという回答がありましたものですから、この部分についての議事録及びテープからの削除を申し出たところでございます。以上です。

市 長 議事録の削除という前に私の真意を申し上げます。そう言いなければそれはどうぞ削除していただきたいわけです。私は自民党员として立派な党歴を誇っておりまして、その自民党员として綱領に反したりそういうことがございませぬか、胸に手を当ててよく考えてくださいと、こう言ったのです。

私は党規違反とか綱領違反というふうに言ったつもりはないのですけれども、もし、そう私が言ったとしたらどうぞ削除していただきたい。私はあなたに問いかけたつもりであります。それで胸に手を当ててよくお考えいただきたいと、こういうことを申し上げたと思っておりますので、どちらでも結構であります。全く問題のない言葉でありますので、どうぞ議会の皆さんが削除であればそれで結構であります。どうぞ。

議 長 休憩いたします。

(午後 1 時 0 0 分)

議 長 それでは休憩を閉じて一般質問を続行いたします。

(午後 1 時 0 4 分)

市 長 岩野議員の質問にお答え申し上げます。

1 大原運動公園報告について

大原運動公園の件であります。この通告が、イメージは立派だが不安だらけだということだけで、何をおっしゃるのかよくわかりませんでした。議員がいろいろおっしゃったことを私がメモをしましたけれども、不足があったらまた後ほどお願いいたします。

まず、市民のものか。市民が主体で使えるものか。それは当然であります。市民のものでありますし、市民が主体に使っていただくということであります。100パーセントずっと使っているということでもございませぬから、そういうところを利用しながら他の試合、あるいは観光面、これらに生かしていければ素晴らしいと。誘客につながれば素晴らしいということであります。

それからもっと検討を、もう一度民意をとということであります。検討はほとんどし尽くしたと思いますし、民意というのは、議員、私は民意は受けてそして民意の最たる選挙の洗礼を受けて、このことが問題で選挙戦も争点となって戦って、票差はどうあれ、でも6,000票くらい差がついたわけですかね、一応当選させていただきました。ですから、民意は別にもう一度このことで民意を問い直せというつもりは全くございませぬ。一般的な署名は民意とは申し上げませぬ。きちんと規定どおり法にのっとりやるというその署名であればまたそれは民意かもしれませぬけれども、一般的にただ、たたと集めた署名をそれが全て民意だとは申し上げるということではないと思っております。

それから改修はいつ頃になるのか。今おおむね想定しておりますのは人工芝が使い場所によっては頻度の高い部分、例えば野球で言えば外野の定位置付近ですか、これは10年前後

だろうと言われております。これも頻度によりますけれども。そして部分的な張り替えは可能だと。あといわゆる建築物的な部分が観覧席あるいはその上の施設として建つわけです。中にそれぞれの部屋とかですね、トレーニングルームとかそういうものはできますが、それは一般的に鉄筋コンクリート造りになるうかと思しますので、50年、60年という耐用年数はございます。ただ、使用していく中でどの程度損傷が出るか、あるいは劣化が出るかということはわかりませんが、一般的には20年や30年補修しなくても済むということだと思っております。

それに関連をして、将来のお荷物にならないか。廃れていわゆる廃虚ビルの的になりはしないかということではありますが、ないという断言はできませんけれども、そうならないようにきちんとした運営を心がけていくと。例えば有名なスポーツメーカーが、例えばですよ、指定管理者になったからといって、市民の皆さん方の利便性を損ねるような施設管理運営はできるはずもございませんので、当然そういうことは心配はしておりません。

駐車場、トイレであります。駐車場はやはりまだ少ないわけです。この計画の当初は大原運動公園整備の中では筑波大学のあの用地が大きなメインでありました。しかし、筑波大学さんの大学改革以降の事情、そして私どももまたそれをまだ幾らでどうしていただけるという話も特に決定しておりませんので、今のところの買収はしておりませんけれども、当然あそこは当初からある程度の面積、できれば筑波大さんの方は全て一括という話も出ております。それは財政上に今総合計画に上げているということではありませんけれども、当初から念頭には置いたわけでありますので、特にこのことで財政を圧迫するということではありません。

トイレがということですが、トイレは相当数設けますので、まずは何ていいですか、旅行のときにバスに乗ってきた方が一気に降りてどどどというようなことが想定されるということになればですが、それでも球場内のトイレあるいは外側に設けますトイレ等で、これは十分一般的ですから対応できると思っております。

それから今度は使い勝手が悪くならないか。球場が変わって使い勝手にならないか、不便にならないかということですが、施設がレベルアップして使い勝手が悪くなるということとはございません。それで料金の問題ですが、極力これはまだ設定はしておりませんが、市民の皆さん方からは利用しやすいことを考えていきますので、その料金が高過ぎて使用できないというようなことにはいたしません。

不便にならないかということは、東京から近いけれども市内では隔っこだと、こういう話ですが、これはいろいろの考え方もございましょうけれども、塩沢地域の振興・活性化の観光とスポーツという部分の中の大きな柱であります。そして、ではあそこがそれは大和からすれば遠いですね。だけれども、塩沢地域の皆さんも六日町の地域の皆さんも大和地域の皆さんも同じですが、同じ市内に造るのにわざわざ道もないようなそういう不便なところに持って行くのであれば別ですが、今でも大原運動公園としてテニスコートなどは全国的なレベルでご使用いただいているわけですから、不便になるということはまず

あり得ない。しかも、アクセス道路等も将来的には計画しているわけでありますので、全く不便になるどころか、しかもやはりイメージアップにはなるというふうに考えております。

もう一つ、市長は大原運動公園はばか気に一生懸命だとかこういうことですが、私は総合計画上、あるいは新市建設計画上に登載した事業についての思い入れは、全て一緒であります。ただ、このことについては反対の皆さん方の声もなかなか勢いがありますので、私もそれに負けずに一生懸命訴えているだけで、このことだけをするために一生懸命になっているということは全くございません。そういう一つご理解をいただきたいと思っております。あと、漏れがありましたら後ほどお願いいたします。

2 今泉博物館名称について

今泉博物館であります。遺族の思いは届いたか。これは一番最初この今泉博物館をいわゆる道の駅も含めた利用方法に変えていきたいというときに、故今泉隆平氏のお子さんだったか一番のその遺族の方にですね私どもがお願いして、そして市の方にも二人か三人でおいでいただきまして、一つの条件としてはあのパプアニューギニアのいわゆる人形だとか仮面だとか、このことは必ず今泉博物館の中に残していただきたい。

それからお送りいただいた蔵書ですね、冊子がいろいろの高価な本でありますけれども、冊子であります。これもきちんと管理をしてもらいたい。そのほかはどうぞご自由にお使いくださいということで1回目の了解をいただきました。それに基づいて道の駅構想あるいは物産館構想、そしてその当時は今の今泉博物館の入った1階部分を物産館としてでも利用できないかという検討までいたしました。これは面積的なことやいろいろで成就いたしませんでした。そういうところまでの了解をいただいた。

その後でしたか去年、今年の5月でしたか、弟さんが多額のご寄附のお金をお持ちいただいて、その際にいわゆるお子様、正式な遺族は遺族として、私も今泉隆平の弟としていろいろやはりお願いしたいことがあるということでありましたので、それをお聞きしてその中で検討してきちんとご返事を申し上げます。先般お手紙をまずは差し上げたところであります。

そしてそういうことの中で今泉隆平氏の功績をきちんとやはり検証してほしいと。当然でありますのでこの名前は「今泉記念館」。そして氏の功績を称えることといたしまして玄関入り口に記念碑として「今泉隆平翁功績之碑」この造成と、記念館内に今泉氏の功績経緯、これらをきちんと書き表した展示スペースを整備する予定であります。今それで、そういうことですのでというお返事申し上げておりますので、これに反対だとかということにはならないと思います。ならないと思いますので、ご遺族の皆さん方のそれぞれの思いは十分聞き入れてやらせていただいていると思っておりますし、よもやこのことにクレームがつくとは思っておりません。

ただ、議員がどなたからお願いされたのかちょっと私わかりませんが、返事がこないとか検討のあれがこないとか、それは私どもが慎重に検討させていただいた結果でありますので、そのこともおわびを申し上げながら先般書状を差し上げたところであります。

3 高齢者問題について

高齢者問題であります。予防介護・日常生活支援総合事業をどう考えるかということでありまして、議員はこれを実施するなということではありますが、この第5次介護保険事業計画期間を検討期間とさせていただきたいと思っております。この間はですね、このことについては。

そして、まあ検討させていただきながら取り入れるようであればやるということでありまして、今現在の情報ではやはり県内で24年度から取り組む市町村はないというふうにも聞いております。これはいろいろ制度的な変更もございまして、議員おっしゃったように要支援、非該当これを行き来するようになるとか、いろいろな問題点もあろうかと思っておりますので、これらを十分精査させていただいた上でどうするかを決定させていただきたいと思っております。

長寿・健康増進事業、このことにつきましては長寿・健康増進についていろいろ私どもも今事業をやっているところであります。その中の具体的な肺炎球菌ワクチン接種の助成ということであります。今現在県内で聖籠・阿賀町が22年度から、そして見附・燕・佐渡が今年度から、後期・高齢者広域連合の補助事業であります。その中の特別交付金を財源としてこの皆さん方が実施しておりますが、助成が切れますとどうなりますかちょっとわかりません。それから今年度から五泉市と魚沼市さんが単独事業によって実施をしております。全国的にもここ数年の間に助成を行う市町村が増加しているということは伺っております。

さっき触れましたように、聖籠・阿賀両町では一人3,000円の接種事業を満額、広域連合の補助として扱っています。新潟・長岡これらの大都市の活用がないために余裕があるということでこれをしているわけでありまして、今後新潟だとか長岡だとか、あるいは上越だとか、こういう大都市から何らかの事業で参画してくるということになりますともう限度額を超えますので、事業費の按分で調整して交付される。そうなったときにまだ実施をするか否かということとはちょっと伺っておりません。

そこで、私たちの市でございますけれども、肺炎球菌ワクチンの接種であります。議員おっしゃったように肺炎そのものは死亡原因の第4位。この中でもこの肺炎球菌によって引き起こされる肺炎が成人範囲の25から40パーセントを占めているそうでありまして、高齢者における重篤化が心配されているところであります。我が市も同じでありまして、悪性の新生物、心疾患、脳血管障害についてやはり4位であります。この高齢者の方々のこの慢性肺炎疾患患者にインフルエンザと肺炎の両ワクチンを接種すれば入院を63、死亡を81パーセント減らすというこれは海外報告であります。こういう報告もございまして。

まあ、そういう中でこの肺炎球菌、特に高齢者の接種でありますけれども、ワクチン、国内の中ではちょっと歴史が浅い。それから確実な効果のデータがちょっと得られていない。そしてその効果に疑問を持つ内容の報告もありますので、この接種急増の反面、その効果が完全に確立されていないという現状が方向されております。肺炎球菌ワクチンの接種は個人の健康状態に合わせて自己の責任において接種する任意接種ということになりますので、イ

ンフルエンザやそういう予防接種法で定められた定期接種と異なります。したがって健康被害が生じた場合に国の救済措置、あるいは国の費用助成が見込めないということになっておりますので、これは効果的な部分をお聞きする反面、非常に心配もございます。

医師会の皆さん方からも私のところへ直接的に、個人の医師として市の病院にご勤務の先生方も何で早くやらないのだというようなお話はございます。けれども、もう少しこれは慎重に検討させていただかないと、接種をやった、事故が起きた、さあそれは全部自己責任です、自己負担ですと。こういう問題も起きかねませんので、もう少しこのことについては厚労省も含めて内容をきちんと精査をして、そして安全性を確認して、でき得ればこれは予防法に定めていただくと万一の場合の救済措置等もあるわけです。本来それがいいわけですが、そこまで行くか否か。国もこのことについてはいろいろ考えを持っているというようなことも伺っておりますので、しばらくの間、まだこのことに積極的に助成をして接種をしていただくということには踏み切っておりません。ですので、来年度予算にはこのことは計上しないということで今調整を進めております。以上です。

岩野 松君 1 大原運動公園報告について

大原運動公園から2回目の質問をさせていただきます。私の質問に対しては市長の思いは大体答えていただいたとは思っていますけれども、やはり特に最初の方で言われましたが、民意を問えと言ったのに対しては、この前の選挙がそうだったというおっしゃり方です。なかなか私、皆さんの中にも大原運動公園の設備に対しては疑義があるところでもあるので、やはり署名の中でも随分行き合ったのですが、市長に入れたけれどもこのことは反対だという方も随分おられました。

そういう意味ではやはりもう1回民意を問うてする事案かなという思いも私はありますので、ぜひ、そこら辺もう1回お考えいただきたいことです。それと今使っている人たち、比較的塩沢の人たちがあの万条球場使っていて、やはり面倒くさい手続が必要になったり、それから料金が上がったというのはいいものを作ってもらいたいけれども、困るなという声も随分あります。非常に塩沢は大人の野球をする人も六日町や大和より多いのかなという思いもありますが、チーム試合などもやっていましたりここを活用してやっています。そういうときのことも含めたそういうのが絶対にそういうことは今、市長はなるべくしないと言っていますが、指定管理になったときにはどうなるのかなというのもちよっとあります。

例を出すとまた何か言われそうですけれども、島新田のいわゆるごみ焼却場の近くにできた公衆浴場というかの利用については、指定管理になったら値上げをされたという経緯もありますので、やはり市民のためとは言いながらも利用料金が高くなったりすれば、やはり使う側から見ると大変かなという思いがあります。

それと、これは今度は反対に賛成者の人たちだった方も、まさか塩沢のあそこへ来るとは思わなかったという方もおられまして、ここは使い勝手が良くて良かったのだと。ただ、水はけとナイターだけ直してもらえればいいと思っていたんだけれどもね、という声もありま

すので、BC級までのものがどうかと思っています。それと私は・・・(「一問一答にしてもらいたい」の声あり)では、まず民意を問うということでもう一度お聞きします。

市長 1 大原運動公園報告について

何度でもあれですけれども、一般的に民意を問うというのは選挙であります、選挙。これが最高の民意を問う形であります。これは知っている人が書くところを見ているとかそういうことではありません。無理やり頼んで書かせるとかということでもありません。これは個人の意思で誰にもわからずに秘密裏に投票できるから、本当の民意を反映する。それが選挙ですね。

署名をお願いして回るのは、ですからはっきり申し上げますけれども、この署名の中に一人で3回、4回署名している方、いいですか。それから全く本人が知らないで名前が出ていた方、あるいは自発的に何せしつくく知っている人に言われて仕方がないから書いてしまったけれども、私は違うよという方、いろいろいるのです。ですから、この1万9,000なにがしが全部その民意だというふうにお取りはいただかない方が結構です。

ある地区では老人会の会長さんが、この事業をしなければ年寄りの施設を何でもいいものを作れるのだと、だからみんな反対しろと、これをやっているのです。それはお年寄りの皆さん方はそういう間違った情報で、そうか、そうすれば私たちのために何かできるのかと。みんなが書きますよ。説明不足という点もあります。ですので、あれが民意だとは私は思っておりません、全てがですね。

反対の方もいらっしゃいます。当然です。反対の方もいらっしゃいますので、それはそれで結構です。民意を問うという部分について、一つの事業 私には投票したけれども野球場は反対だと。それはそうでしょう。そういう人もいるでしょう。市長選などというのは大体本来一つのことを問うてやるというものは普通ありませんね。総合的なトータルの中でどちらにするかということを選ぶのが一般的には選挙でありますから。小泉さんや今の橋下さんみたいな一点集中型の劇場型選挙というのは非常に後ほど、後々ですね、後悔を生む結果になるということは、もう小泉劇場でご覧のとおりであります。

そこで、民意を問うという民意というのは私は民意を問うというのは選挙だと思っておりますから、それは改選期がきたときに、あるいはリコール等によって失職したとかそういうときには当然民意を問うわけであります。民意を問うというのは、ただ単に署名を集めて民意を問いますという話は、一切通用しないものだというふうに私は理解しております。

岩野 松君 1 大原運動公園報告について

それで私はまだまだこれ 市長は検討は十分つくしたと言っておりますけれども、まだ納得がいけない部分もあるし、皆さんの思いもあるので、来年度というか24年度に提案するのではなくて、もう1年先になれば市長選挙も来年はあるのでという意味の私は民意をという提案をしたつもりであります。市長はこの前でもう済んでいるのだという認識でありますので、若干認識の違いということで仕方がないのかなと思っておりますが、できたらもう少し熟慮してほしいという思いであります。

それはそれとしまして見解の相違ですのでですが、もし、できたとして本当に何ていうのですか、有名な指定管理者のいい人たちが来ていいあんばいに使ってくれるという思いは、指定管理になった場合ある可能性は私も期待したいところもありますけれども、では市民のもので作ったはずなのに、使い勝手が悪い、料金が上がるということは考えなくていいというふうにしていいかどうかお聞かせください。

市長 1 大原運動公園報告について

使い勝手が悪くなるということは全く考えないで結構だと思います。今までより使い勝手が悪くなるということですね。それはただ、指定管理者制度というのは市が委託をするわけですから、その中で例えば市と同じことをやってもその理解度がちょっと悪かったりとかそういうことでのトラブル的なものはそれはたまには生じるかもわかりませんが、基本的に指定管理者制度になってそれが有名な例えばメーカーであって、だから面倒になるなどということはあり得ません。指定管理をするときにきちんとした契約を結んでやるわけですから。

要は市がやることを代行でやっていただくわけですから、そう変わることはないわけです。しかも、管理費等を安く安価に上げていただく。しかも、専門的な知識の中でその活用方法もいっぱい考えてもらうということですから。料金について一切上がらないかどうかというのは、今は上げないように方向はもっていきたいと思っておりますけれども、今ですね、まだ料金までここで設定したということではありませんので、100パーセント上げないとか、下げるとか、上げるとかこういうことは申し上げられませんが、市民の皆さん方から不満が出て、とても使えないやなどということには絶対にしません。ということでもよろしいでしょうかね。

岩野 松君 1 大原運動公園報告について

私は先行きのその10年、15年後になったときという思いは非常に強いのですけれども、市長はそういうときでも大丈夫だろうというのでそこら辺も見解の相違ですが、長岡市が去年、悠久山の改修をしましたけれども、やはり10年に1回くらいずつは使い勝手の要望も出て改修をしている状況ですということでした。そういうものも含めてBC級だとそういうものがやはり出てくるのかなという思いがあります。

けれども、市長、何回言ってもそれは行き違いですので私と認識がちょっと違うなということで仕方ないと思っています。議会の皆さんの中では絶対的には作れという声が多数ですので、議場の中で予算が決められたときにはそうなるのだろうなという思いです。ただ、できるだけ利用する人たちが不便を感じない、そして書類が面倒とかそういうことも含めた使い勝手のことですけれども、ぜひそういうことがないことを希望して終わります。

2 今泉博物館名称について

次に移ります。議論しても始まらないのでいいです。今泉博物館についてなのですが、実は市長がさっきおっしゃいましたように、確かに12月の8日付で便りが届いたとの報告を受けました。それでわざわざ日にちとそれを質問の中で言ったのですけれども、私が聞いた

のは11月20日の日、初めて今泉さんの弟さんからお聞きしたわけです。それでそれまで何の連絡もないのでどうなったか調べてもらいたいということでした。そうしていく中で、11月15日号の市報には名称が発表されていたりしたものだから、私もちょっと。

そして、今泉さんの希望は、遺族の希望としては、博物館へ行ってきましたというものの不備な点の思いもあって、残された者としてはとれもこれではちょっとという思いがあったそうです。それで今泉隆平さんのときと思いが違ふのだろうと私は思いますけれども、そういうことでできたら隆平氏の名前のかかる何かの全体的な名称もお願いしたんですけどもね、ということですが、そのことについてはさっきの答弁にもなかったようですので、そこら辺はどういうふうな検討になるのかお聞かせください。

市長 2 今泉博物館名称について

11月の広報ではこちらの道の駅とそれから物産館の「雪あかり」だとか、味わいどころと、その名前でしょう。別に今泉博物館の方の名前をこうしましたなどということは載っていませんよ、確か・・・広報、そうだよ。ですから全く別です、別。おわかりになりませんか。いやいやまずそれが一つ。

それからさっきご答弁で申し上げましたように、今泉隆平氏の功績を残すため、いいですか、「今泉記念館」といたしますと。氏の功績を称えて、玄関入り口に記念碑として今泉隆平翁功績の碑これを建立しますと。記念館内にはこの功績やいわゆる経緯、これをきちんと書した展示スペースをきちんと設けて万劫末代というかどうかは別にして、末永く継承するという予定でいますと、そういう計画ですということをさっき私は答弁申し上げました。これであれでしょうか。

それと本当の何ていいますか遺族、いわゆるあの権利を今泉隆平さんから継承してずっときた遺族の方と、弟さんですからそれは確か余りなかったと思うのです。でも、思い入れがあってということですので、我々もこういうことも含めて今大体計画しているところです。ですから、そういうことを決めるまでの間にいろいろ時間もかかってご返事が遅くなりましたということも含めて申し上げたところであります。名前は11月広報に載っているのは全く別のところですので、そういうふうの一つお知らせください。「雪あかり」とかあのことだと思えますから。

ちゃんと記念碑、今泉記念館ですね、功績の碑、そして中にはきちんと経緯を表した、童話にするか何にするかはまだ決定はしておりませんが、きちんと展示をして皆さんが一目瞭然で今泉隆平翁のご寄附によってこの立派な建物ができて、中にはこういうことが展示されておりますという、そういうことを全部書きつづって後世に伝えるつもりでありますので、よろしく願いいたします。

岩野 松君 2 今泉博物館名称について

そのことはあれなのですが、総体的な名前をぜひ付けてもらいたいというのが最初から希望を、検討を約すということと言ったというふうに言っています。そこら辺は、担当の方は検討されているという内示も私もらっていますのであれですけども、この手紙が実はもっ

と早く届いていれば、私にこんなこと言わなかったのだらうというふうに思いましたので、ぜひ、そうしてほしいという要望もありましたので取り上げたのですが。ぜひ、これからのことも含めまして遺族と相談の上でちょっとしてもらいたいということを希望して終わります。

市長 2 今泉博物館名称について

私どもは別にどなたがどうだということを申し上げるつもりはございませんけれども、遺族としてきちんと継承手続をとってやらせていただいているのは、お子さんでありその方たちなのです。この弟さんも当然遺族と言えは遺族ですけれども、その本家本元の遺族の方とはちょっと違った考えを持っていらっしゃるように、私は当時受け取りました。ご寄附をいただいた際にですね。

ですので、これは例えば本当にこれを我々に委託をしていただいたご遺族の方々のご意思かどうかと、それは今度は確認をする必要がございます。全体をどうだとか、あるいはほかにまた問題があるとすれば。両者が対立するようであればこれは非常にまずいわけでして、もしそうなった場合我々は、結局は今泉隆平さんの正統というかいわゆる直系の皆さん方がまさにご遺族でありますので、その皆さん方のご意思を配慮してやらせていただくということです。その全体の名称を検討しているというのはどういうものか・・・では、担当課長がもう一回説明いたします。

商工観光課長 2 今泉博物館名称について

今市長からお答えいただきましたけれども、この件につきましては岩野議員の方が先週ですか、こちらに来られましたけれども、私どもの方ではそこはきちんとは聞いておりませんでした。それと今の件につきましては近々に今泉様の方、ご子息とそれから弟様ですかの方にお伺いをして、そしてまたきちんとお話をしたいというふうに考えておりますのでよろしいでしょうか。

岩野 松君 2 今泉博物館名称について

ぜひ、そのようにしてほしいと思います。その返事がもらいたかったのです。

3 高齢者問題について

次に高齢者問題に移ります。1 番目の介護予防は24年度はその日常生活総合事業の方にはいかないということです。余りこれは安くあげるという意味では、ボランティアとかそういう人たちへの活用もということはあるのかもしれませんが、できたらもう少しきちんとしたものができた上で検討してほしいと思っています。ぜひ、その方向を介護予防のままでいくという進め方をお願いして終わります。

2 番目の肺炎球菌ワクチンのことですが、確かにこれはやった後ちょっといろいろなことがあるということは言われております。それで、5年に1回すればいいというのが今出まして、5年に1回することによって非常に守られるということで、医師の方ではぜひこれは助成が必要なのではないかと。1回7～8千円かかるのですけれども、5年間大丈夫ですし、そういうものをするによって高齢者への流布の問題にもなりますので、ぜひ検討できな

いかということですが。

それと私はさっき人間ドックの話も中ではしたのですが、書いていないのですけれども74歳まで来年度からは実施したいという方向だというふうにお聞きしましたけれども、75歳以降でも補助が出るというのが出ていますので、できたらそちらの方もご検討願えればということですが、よろしく。以上です。

市長 3 高齢者問題について

5年に1回接種すればいいということであれば、いわゆる公費助成が適当なのか否かということは、なおさら考えなければならない。5年に1回、それを全部公費助成ということは全部とは言わないかもしれませんが。その辺がいわゆる所得層の低い方に例えばターゲットを絞ろうとか、5年に1回であれば6,000円、8,000円ということが、それは出費ではないとは言いませんけれども毎年毎年実施をしなければならないことよりは、相当の負担軽減にはなるということもありますので、その辺も十分調査をしながら検討していきたいと思っております。人間ドックの件については担当部長に答弁させます。

市民生活部長 3 高齢者問題について

後期高齢者の部分で、先ほど申し上げましたように長寿健康事業の中で人間ドックの助成をしているところではありますが、先ほど市長の方から答弁ありましたけれども、全体の事業費の中で配分がありますので、これからその部分がかなり伸びるという可能性があります。そうすると配分が全額来ないという本当に不安定な体系になっていますので、将来的な財源を見据えた中で手をかけないと、今年やったけれども来年はできなかったということでは困りますので、今の段階ではなかなかすぐやりますということとはできない。そういう状況でございますのでよろしく願いいたします。

議長 質問順位17番、議席番号16番・関昭夫君。

関昭夫君 ごみ焼却場の今後について

発言を許されましたので一般質問を行いたいと思います。ごみ焼却場の今後についてということで通告してありますのでよろしく願いいたします。

島新田地内の可燃ごみ焼却施設は稼働を始めてから8年ほどになりました。最初決して順調に運転ができていたということではありませんでしたし、いろいろなトラブルがあった中で今日を迎えております。最近はおおむね良好に稼働しておりましてピットの中も、ピットの中のごみの量も少ないということで続いております。

可燃ごみ、ごみの焼却施設ですので、なおかつ非常に高温で焼却されておる施設でございます。当然いつ何時トラブルがないとは限らないような施設だというふうに思っております。定期点検や修繕を続けながらできるだけ長く施設が稼働してもらいたいというふうに思っておりますし、当然のことながら、いずれは更新をしなければいけない時期があるというふうに思います。

2006年の6月議会だったと思いますが、やはり同じように質問をさせていただきました。そのときは施設は15年くらいをめどに使用を考えた施設だということで、市長は20

年くらいは使いたいのだという答弁をいただいたとっております。その後のごみ減量化そして運転管理の改善等を進めた中で先ほども言いましたようにかなり順調に稼働をしておりますけれども、この現状を踏まえて今後どのくらい使用に耐えるか、その辺をどういうふうにお考えなのかお伺いをしたいと思います。

また、先ほども申しましたが、いずれは更新をしなければいけない。今、15年というめどに対して半分を過ぎた現状で、更新に向けてどのようなお考えを持っているのか併せてお伺いをしたいと思います。以上で壇上からの質問とさせていただきます。

市長 ごみ焼却場の今後について

 閣議員の質問にお答え申し上げます。この施設の寿命であります。今議員おっしゃっていただいたように、当施設の15年想定という、施設はそういう想定になっております。今8年経過するわけでありまして。これも議員おっしゃっていただきましたように、本年度ごみ等の量も相当減ってきたりしておりますので、まず本年度、施設延命方針の策定協議会を立ち上げまして、延命化に向けた計画の策定に着手したところであります。

 これは本当に高温熔融するという機械でありますので、それぞれの設備に大きな負担がかかります。そういうことで大体8年から11年目に多くの設備の更新が必要となるというふうに言われておまして、その8年が今年からになるわけになるわけでありまして、ここ8、9、10、11、3～4年間でしょうか。多額の経費を要することになりますけれども、この設備更新を計画的にきちんと実施をして議員おっしゃっていただいた2006年ですか、さっき申し上げた20年くらいは何とか持たせたいと。ですので、あと12年、10年から15年という間で何とかこれは延命をしていきたいというふうに考えてはおります。何とかできることだと思っております。突発的な何か変なことがなければですね、と思っておりますが、更新計画に、延命方針の策定委員会の中で専門家の皆さん方からもそれぞれご意見、ご提言いただいておりますので、それらをきちんと実施していければ大体大丈夫だろうとは思っております。

 それから施設の更新であります。これがもう一番の将来的な課題であります。今それぞれリデュース・リユース・リサイクルという部門での徹底に取り組んでおりますので、このごみ搬入量が平成16年度は約3万トンございましたけれども、22年度は2万4,000トンでありまして大幅に減少をいたしております。ごみの減少はほかの市町村においてもやはり同じでありまして、次世代の施設においてはさらなる広域処理も可能だろうということも考えております。具体的には現在、魚沼市さんとは事務レベルでの情報交換を進めております。それぞれの施設の寿命も把握した中で、次世代施設のあり方について十分な検討を行っていきたくと。

 平成13年3月13日付の協定によりまして、島新田さんとの協定であります。今回の改築は島新田区とその周辺での施設はないことを前提として、島新田地区は改築に同意をするものであるというふうに記されておりますので、今回のいわゆる施設の改修ではなくて改築の場合はあそこの今の現位置には建設ができないということが今の条件であります。

これがまた島新田区を含めた皆さん方がそうでなくてもいいやということになればそれは別ですけれども、今のところはそういうことで、次にはあそこはないということを念頭に置きながら我々も取り組んでいかなければならないと思っております。以上であります。

関 昭夫君 ごみ焼却場の今後について

まずその使用できるというか、耐用年数とは言いませんけれども、できるだけ長く使っていきたくて、いろいろな工夫をしてという部分で、私その前回は質問した中でも思ったのですが、メーカーはその当時最新の技術だということで売り込んで当初の話とは多少違いましたが、それなりの施設であって今現在があると。ただ、その後島新田でのトラブルを踏まえて、ほかの自治体で作っているものは確かに20年くらい、あるいはもっと持つような施設におそらく変わったのだというふうに思っていますが、残念ながら当市の持っているこの施設について言えば試験的な部分から脱しなかったものだろうと思っています。今ほどの話にありましたように、主要な部分でこれから大幅な修繕をしていかなければならないということも踏まえると、本当に20年以上持つてほしい。それは希望でもありますけれども難しいのかなという気がしています。

それからもう一つはこれは直接的なことではありませんが、今回の水害、豪雨災害を見て、たまたま登川、三郎丸、大里で破堤をしました。残念ながら災害復旧 登川に線を引きますと、まっすぐくるとちょうど焼却場の位置なのですね。今回の豪雨はたまたま湯沢方面で雨量が少なかった。魚野川の増水がなかったので良かったなというふうに思っていますが、あれが両方本当に水が多かったらどういう結果になったのかなということも、非常に懸念をしております。

そういうことも考えれば、当然のことながら後の質問にもつながりますけれども、本当にどの程度持つのかという部分をきちんと考えていただきたいなというふうに思っていますし、その目安がついたときに、どういうふうに、そういうことも含めた対策としていただきたいなという部分がありますが、お考えがあればお聞かせをまずお願いしたいと思います。

市 長 ごみ焼却場の今後について

お答えをいたします。今おっしゃったように平成13年の導入の際、これは本当に最新技術、先進的な技術ということで導入いたしましてそれから始まったわけです。いろいろ使い方の悪さや、あるいは理解不足これもあったわけでありまして、トラブルが続発いたしまして、メーカーの皆さんとそれぞれ協議をしながらきました。メーカー側も非常に一応真摯に対応していただいて、自分たちで負担すべきところは負担しながら、しかしそうは言っても市側といいますか広域連合側で負担しなければならないところはしてきたわけでありまして、

その後、確か新しいこういう溶融炉については、これが実験台ということではありませんけれども、これを参考にしながら改良されたものだと思っております。ですので、参考料でもいただきたいくらいというような話も冗談では申し上げましたけれども、そういうことであります。しかし、今こうして稼働しているわけですので、先ほど議員からおっしゃっ

ていただいたように、とにかく延命化を図る。そこで何とか20年くらい使いたいということで今計画を進めております。

立地の条件ですけれども、ご承知のように今回の水害では可燃物処理施設が水没をして大変な被害を 不燃物、失礼、不燃物です。そういうこともあります。魚野川のあれ以上の増水ということになればあの比ではないわけでありますので、位置的にもそう適地だとは思えないわけであります。まして、昔はもっともっと湿地帯だったわけでしょうけれども。そういう条件でありますので、これが施設更新の場合はやはりあそこからは撤退をさせていただいて、しからばでは、広域的になるのか。あるいはまだ南魚沼市と湯沢で単独でやらなければならないのか。この方向性もまだ明示されてはおりませんので、これらを踏まえながら新しい位置の検討等もそう悠長には構えていられない。必ず候補にあがった部分についてはすぐ賛成ということにはなり得ないということは、もう今までの経験で相当痛切に感じております。それらも含めながらきちんとした対応をして、次世代にごみ処理ができなかったなどということにならないように努めてまいりますので、またよろしくご指導をお願いいたします。

関 昭夫君 ごみ焼却場の今後について

修繕等を続けていただいて、しっかりとした運営をしていただければと思います。この更新に向けての部分ですが、先ほども言いましたようにいろいろな条件が重なっている場所でもありますし、施設も施設ということでやはりきちんとした計画をそろそろ立てていかなければいけないのだらうと思っています。事務レベルでは魚沼市と協議をしているという話ですが、広域化するのかどうなのかというのはまた議論は別かもしれませんけれども、まずは前々から生ごみの減量化といいますが、分別ができれば多分ごみの量が相当減る。ちょっと温度が高温になってその辺がどうかわかりませんが、施設自体に搬入される量が変わってくれば、今の大きさの施設がいるかいないかというのはまた別の話だというふうに思います。

ただ、施設が小さくなったからと言っても多分建設費にそれほど多く、例えば量を半分のものにしたら値段が半分になるなどという代物ではない 代物というか機械ではないのだと思います。だとすると、やはり更新時には相当高額なものというふうに考えなければいけない。それを私は今の南魚沼市が湯沢を含めて単独でやっていくようなことではなくて、魚沼市を含めて事務レベルでの協議を始めているような話ですが、十日町を含めても十分に協議が可能かなという気もしています。

広域化を図るのであれば、やはりそういう施設、処理能力を小さくしてもいい、それが逆に言えば一緒にやってもそれほど大きな施設を造らなくてもいいということにもつながるのかなと気もします。

それと併せてご存じだと思いますけれども、小金井市のごみ問題。廃炉にしてからずっと放っておいて次、更新するのに10年以上かかるというような話でやってきた。市長選挙の争点になったりいろいろなことがあって、また市長も辞職をされて今選挙の期間中だそうで

す。やはり10年スパン以上の期間を設けて協議をしていかなければ、なかなか位置も決まらない、その間に技術革新もある、いろいろな部分で大変なことだろうというふうに思っています。やはりその更新に向けての計画をきちんとしていかななくてはいけないのではないかとこのように思います。広域化の部分について今は魚沼市という話がありましたけれども、私は十日町も含めての部分も検討してはどうかという気がしています。その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

市 長 ごみ焼却場の今後について

生ごみを減らすにはもう、先ほどもちょっと声が上がりましたがディスポージャーです。これをなかなかすんなりと認めていただけない。これを粘り強く推進をして、いわゆる汚泥はそれは若干量が増えますし、処理費用も若干かかるのかもわかりませんが、ごみの減量化を比較しますと比較にならないことでもありますので、何とかこれを実現していきたい。そして実現すれば今議員おっしゃったように飛躍的にまたその生ごみの量が減るわけでもありますので、こうなりますといわゆる次世代の部分もある意味小型化もできるであろう。ただ、おっしゃったように小型化したから半分なら半分の値段かということにはならないと思います。

そういうことも含めると、今は魚沼さんといろいろ共同処理をしている部分もありましてお話をしておりますけれども、いずれはやはり十日町あるいは津南町、これらも含めた協議も呼びかけ等も必要になるのかなという気はしております。ただ、施設の内容や料金、いろいろの違いがありますので、その辺は一応超えて次にやる場合はどうだという大きな投げかけをすれば、これはやはりある程度話し合いには応じられるのかなという気もします。折を見て首長さん方にそういう将来的な構想について話し合う気はないかというような働きかけはやってみたいと思っております。

関 昭夫君 ごみ焼却場の今後について

ぜひ、投げかけをしていただいて、やはり将来困らない部分を構築していただきたいと思います。ディスポージャーにつきましては私が一番先の提唱者ですので、十分に承知していますし、そういうことが成って初めて例えば広域化という話に行けるのだと思います。生ごみや何かがいっぱいあって量が多ければ広い範囲で一つの処理施設というわけには多分いかないと思いますので、やはりそこもぜひ強力に進めていただければと思います。以上で終わります。

議 長 質問順位18番、議席番号24番・岡村雅夫君。

岡村雅夫君 通告に基づいて一般質問を行います。

1 旧浦佐幼稚園跡地の譲渡について

今回は旧浦佐幼稚園跡地の譲渡についてということでもあります。9月議会で既に可決されたということで今更という方もいるかとは思いますが、私としては今後の医療行政と申しますか、特に大和地域の医療政策にもかなり影響があるものというふうに思い質問をすることにいたしました。9月議会の第87号議案、財産の減額譲渡についての議決に当たって、私ども日本共産党議員団は退席し、採決に加わりませんでした。議会は賛否を問う場、

棄権とは、という批判もいただきました。しかし、唐突な提案で調査期間もなく、示された資料と説明、質疑での答弁は納得いくものではありませんでした。

私たちは議会報告で事実を報告し、問題点を指摘してまいりました。議会が終了してその直後であります。浦佐萌気園診療所移転新築計画案なるものが10月7日付の文書であります。私にも直接届けられております。それを読みますと、議案の段階で示された資料あるいは質疑の答弁内容とかなり異なる部分が見受けられましたので、私は直接市の関係部署に調査をさせていただきました。口頭ではなかなか難しいことがございまして、私なりに整理をして文書での質問ということにさせていただきました。

そういった中で双方の経過説明を順を追って整理をしてみますと、次のような経過のようであります。お断りしておきますが、この内容につきましては萌気会さんには確認はしておりません。いただいた資料であります。まず、最初に平成22年12月27日、敬称を略させていただきますが萌気会が、市長と面会をされているようであります。当該地での構想を説明しているわけであります。

2番目、2月25日、萌気会が福祉課を訪問されまして同じく当該地での構想を説明しております。そのときに相談をかけたのが、その土地を無償譲渡又は無償貸与の相談をされております。次に6月20日には萌気会が企画政策課を訪問し、我々に議案として示された浦佐幼稚園跡地再開発概要を持参し、そのときには事業に関わる北越銀行の融資を受けたいので協議をしたいと申入れがあったそうであります。6月24日、総務部長と財政課長が萌気会を訪問され、その席で萌気会は賃貸の申入れをされたようであります。そこで市としては売却、時価で減額なしということで提案をしたそうであります。

6月30日、萌気会から文書で譲渡でよい旨の連絡があったそうでありまして、その条件として30パーセント減額を希望する旨が回答されたようであります。7月12日、市は20パーセント減額譲渡で交渉を進めることで内部決裁をしたようであります。7月15日、総務部長と財政課長が萌気会を訪問し、20パーセント減額譲渡を提案されました。7月27日、萌気会から電話で了解の旨、連絡をいただいたということであります。

そして9月20日、議会運営委員会に議案として突如提案されたということであります。そして二日後の9月22日に議会で可決であります。そして10月7日付の浦佐萌気園診療所移転新築計画案が私にも届けられましたが、各関係機関に届けられたようであります。

何点か確認をし、これに至った姿勢を私は伺うものでございます。まず公共性が大きいと考え、公益事業に準ずると判断したと説明がありましたが、その根拠を明確に伺いたいと思います。次に萌気会は無償譲渡、無償貸与が希望だったようだが、その点に一切触れなかった説明でよかったのかどうか。私は説明不足ではなかったかというふうに思います。次に、まだ契約はなされていないとは思いますが、現地では解体が済み、先般地縄も張られているようではありますが、計画のための地縄だと思えます。今後区画されますと先般の内容の部分と調剤薬局の部分との分割がなされ、二つの契約がされるものと思えますが、譲渡契約の内容をきちんと示していただきたい。萌気会の計画案の内容を私は市としてはいまいし

把握をし、そして市がこの計画に対してはもっと関与すべきことがあるのではないかというふうに考えますが、今時点でどういうお考えか一つお聞きします。

また、基幹病院の問題に絡み、市では医療再編の真っ只中で計画の中ではありますが、大和病院の計画との整合性について再度伺っておきたいと思えます。最後に5,000平米まで市長の権限で処分できるという説明がありました。平成16年に制定されているようでありましてけれども、私は記憶がございませんのですが、こういった事例がどの程度行われているのか参考までにお聞きしたいと思えます。

2 災害復旧事業におけるの人事について

もう1点の質問事項でございます。災害復旧事業におけるの人事問題についてでございますが、お聞きいたします。今回の災害に当たりまして7月の水害でございますが、職員の献身的な頑張りではば査定も終わり、発注もほぼ完了の運びとのことで大変ご苦労さまでした。一方職員の勤務で異常な事態があるように聞いております。通常業務での人事配置がされているわけではございますが、そこに大きな災害でありました。大災害であります。課を越えての応援態勢もあったことは聞いておりますけれども、今後数年にわたって膨大な事務量が発生すると思えますし、今現在も発生しているわけではあります。それらの実態を示し、今後の対策を伺うものであります。

まず第一に職員の健康管理はいかほどの状態であるか一つお聞きいたします。また、今日の一般質問の中にもいろいろ議論がありましたけれども、財政健全化計画で職員の削減、要するに人件費削減のところから職員の削減がどんどんされてきたわけではあります。こういった事態に当たってかなりその影響があったのではないかなというふうに考えますが、伺うところであります。

それから合併効果で専門職、要するにエキスパートの育成が行われるようになるというお話を非常に聞いたわけではありますけれども、こういった財政健全化計画の中で職員がどんどん減らされ、そうした中でまた職員のこういった突如とした事態が起きたときに、なかなかそういったエキスパートの育成というのは困難なのではないかなと。その辺のまた成果がございましたら一つお聞きいたしたいと思えます。以上で壇上からの質問を終わります。

市長 岡村議員の質問にお答え申し上げます。

1 旧浦佐幼稚園跡地の譲渡について

旧浦佐幼稚園跡地の譲渡についての問題でございますが、経緯は今ほど議員がおっしゃったとおりだと思いますので別に何ら申し上げることもございませぬし、私もいつあったかなどということまでは覚えておりませぬけれどもそういうことだと思います。それはそれとして、まずは公益性が大きいと考えてその事業に準ずるとした判断した根拠であります。これは一番は私たちの市で最大の課題でありました医療施設の充実・医師不足の解消、これが一番あります。このことが大きに公益性、公益事業に準ずるというふうに判断をさせていただいた唯一無二の根拠であります。

それから無償譲渡・無償貸付が希望だったようだが経緯の説明が不足ではないかというの

は、どういうその 無償譲渡・無償貸付というお申出はありましたが、それはなかなかできません。こういうことでありまして、当初23年の2月25日ですか、萌気会が福祉課へ訪問したときは萌気会の希望としてこういうことがありました。協議を進める中で減額譲渡とすることと、今ほど議員がおっしゃった経過の中です。そして9月議会で簡素に説明するという心もかけて・・・用地を確保したいとの申入れがあったということだったと。これがではちょっと表現的にまずかったということであれば、これはおわびを申し上げますし訂正を申し上げますところであります。

用地を確保、用地を確保というのは譲渡であり貸付であってもあるいは有償無償であっても、用地の確保ということについてのそこまでの問題点が生じるとは思っておりませんので、要は用地は確保したいということの説明というふうにご理解いただければ、このことが無償を隠していたのではないか、そういう申入れがあったのを説明しなかったのではないか、というふうにとられたら、それはまあそういうことでありませぬけれども、私どものいわゆる気遣い不足ということでもありますのでご理解いただきたいと思っております。

譲渡契約の内容であります、当然でありますけれどもこの買戻特約の付いた市有財産譲渡契約書としております。そして用途指定、医療施設ですね、及び指定機関を明記する、こういうことにしております。契約書の公表はこれはまあ一応相手方が了解していただければ、全く契約を公開しないということではありませんので、相手方の了解が得られた場合には当然ですが公開させていただきますということでもあります。内容を示します。これはまだ契約していないのか・・・今、契約途中だそうであります。

萌気会の計画の内容を把握して市が関与すべきことがないかということでもあります。平成23年10月7日付の浦佐萌気園診療所移転・新築計画(案)概要検討資料は萌気園浦佐診療所をこの地に拡充移転する目的と施設内容を記載したものでありまして、詳細な計画書ではまずないわけでありませぬ、まだ。というふうにご認識をしております。それから移転拡充の趣旨につきましてはこれは歓迎するものでありますし、施設の内容につきましてはこれから詳細設計によりまして、用途地域もありますからいろいろ制限もございます。そういう中で許可される計画が立案されるだろうと思っております。

それによつての市が特別に関与するという部分は、いわゆる譲渡目的にきちんと沿った扱い方であれば、内容についてあれこれということをお申し上げすることではないだろうと思っておりますが、これも内容によりますのでそれらは十分情報をいただきながらきちんと対応していきたいと思っております。

大和病院の計画との整合性であります。これは一次医療であります。そして一次医療を担っていただく開業医とそれから開業医の後方支援としての市立病院、これは現在も将来も役割分担と連携していくということでもありますので、これが整合性が全くないということではございません。しかも、今はまだいわゆる市立病院ではやれていない小児科をやっていただくということでもありますので、この点については非常に歓迎を申し上げますところでありますし、大和病院の計画との整合性は何ていいますか、これが崩れるとか、これのことによつ

て大和病院の存続、経営状況が危惧される念が出るとか、そういうことは全くございませんので、整合性そのものは問われるものではないというふうに考えております。

なお、このことについて若干意思の疎通が不足であったということも言われましたけれども、宮永院長先生にもこのことではいかがですか、全く関係 関係ございませんという言い方は失礼か 大和病院の方に影響が大きく及ぶとかそういうことではなくて、いわゆる地域内の医療の充足度が上がるわけですから結構ですという話はいただいております。

それから5,000平米までの市長の権限で処分できるというこれでありましてけれども、前例を示してほしいということだそうではありますが、大部分が長狭物、いわゆる赤道・青線・廃川敷、あるいは市で造成した施設の跡地利用、これは分譲地であります。それ以外の例としては特養関連で旧六日町病院跡地用地、これは土地開発公社が持っておりますけれども、1,802平米、これは権限で社会福祉法人苗場福祉会に譲渡をしております。それから消防署で今般17号六日町バイパス用地あるいは県道改良工事用地で北陸地方整備局と新潟県に合計で849平米、市長権限で譲渡しております。その他は先ほど触れましたように、いわゆる使用、その用途をなさない旧赤道・青線それから廃川敷 青線というのは廃川敷ですね。それから市で造成した施設の跡地、跡地利用ですね、そういうことについてはありますけれども、この他に以外の例として今ほど申し上げた3点がございまして、今のこの件についてはどちらの例に該当しますか、施設の跡地利用の部分に該当するのかな。ですので、特殊な例ではないということを一応申し上げておきます。

2 災害復旧事業におけるの人事について

災害復旧事業におけるこの人事案件であります。職員の健康管理についてであります。災害発生時、発災時からの全職員の勤務状況を見ますと、時間外勤務が8月で前年同月増の2,985時間、9月で同じく増の3,094時間、10月で増の約2,530時間。一人当たり月100時間を超える職員、これがいずれもこれは災害担当部局の職員でありますけれども、建設、農林、9月で14名、10月で13名となっております。月100時間を超えるというのは、ご承知のように毎晩10時過ぎまで、そして土日も休まずといった大体厳しい状況であります。こういうことですので疲労も蓄積しているものと心配をしているところであります。

この時間外勤務が45時間を超えた職員には個々に疲労蓄積度自己診断チェックリストによる自己診断を行って、疲労度の高い職員には産業医による面談を実施してきております。しかしながら、査定業務のために時間に追われまして、全員がすぐに面談を受けることはできませんでしたが、9月に1名、11月に5名の面談を行いまして12月に11名を予定しているところです。面談により聞き取りで専門医の診断が必要になった場合は、早急に対応することとしておりますけれども、今のところ現時点ではそのような職員は存在しないということで、少しは胸を撫で下ろしているところでありますけれども、今後ともこの健康管理には十分気をつけていかなければならないと思っております。

それから健康を損なう元というのはいわゆる繁忙部分もそうですけれども、やはりストレ

スこれが非常に大きく左右しますので、管理職員には常に風通しが良くてストレスの蓄積がないような職場の雰囲気づくりに心がけてもらうよう指示しているところであります。そのほかにはこの定例議会初日の全員協議会でご報告申し上げましたが、国、県職員そして新発田、燕市、福井県あらわ市・長野県上田市こういうところから大変多くの職員から応援をいただきました。感謝申し上げますところであります。

また、市の職員につきましても9月17日から10月17日の間で述べ236人、これが測量助手として応援に当たっておりまして、全職員協力のもとに取り組んできたものということでもあります。

財政健全化での職員削減の影響はないか。こういう突発的といいますか災害が起きることを想定しての職員採用をしておりますので、こういう事態が発生いたしますとやはり一時的には非常に職員にしわ寄せがいく。いわゆる足りなくなるということですね。ですので、臨時対応があったり、あるいは他市、他自治体からの職員の応援。これは全国的な問題でありまして、ですので今もちょっと先ほど触れましたように、いわゆる新潟県の市長会、あるいは北信越市長会、全国市長会これらは町村会も同じだと思いますけれども、そういう災害発生の際にはもう全部の該当といいますか、会員市町村に呼びかけをさせていただいて、困ったときはお互い助け合おうということで連携を取っております。まさにこういう災害のときはそのことがきちんと機能していただいたということでありまして、ありがたく思っております。人員については災害復旧業務が増えておりますので厳しい、厳しいですけれども、きちんと現時点では確保してやっていけるものと思っております。

臨時職員での対応というのはこれはやはり限界がございますので、政策判断を含まない業務とかそういうことは正規職員でなくても可能な業務、これらについてはやはり臨時職で対応しよう。人員不足が生じないようにと思っておりますけれども、業務を精査した中でこの外部委託が可能な部分はまた外部委託もしていかなければならないというふうに思っております。

合併効果でエキスパートの育成がということでもあります。合併効果ということよりは合併後にエキスパート職員の採用をまず始めたところであります。22年度には土木専門職3名、建設に2名に下水道課1名になっております。23年度は土木職1名、これは都市計画課に配置をしております。来年度の予定が建築関係1名、社会福祉関係2名。こういうふうに採用をいわゆる専門職として採用するわけです。そういうことで育っていくわけですが、今まで採用されてきた職員の中でも結局向き不向きがございますので、技術職に向く、長い経験の中でそういう技術もまた十分身に付けていると。そういう方はやはりエキスパート的な要素もございますので、そういう方向できちんと活用していくとか。そういうことをうまく組み合わせながら、まだまだこれで十分かと言われればそうではございませんけれども、各年にわたって採用職員の中に何名かずつはそういう専門職を採用しながら、いわゆるエキスパート化を図っていきたいと思っております。

これから福祉関係、それからやはり土木、建築、農業土木　今回は農業土木という部分

が非常になかったわけでありますので、大変な負担をかけたわけでありますけれども、そういう部門、この辺がこれからの課題だと思っております。十分そういうことを認識しながら職員採用と職員の育成に当たっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

岡村雅夫君 1 旧浦佐幼稚園跡地の譲渡について

前段の問題について幾つか区切り区切りで一括質問一括答弁でありますので、かなり数が増えますが一つよろしく申し上げます。

まず最初に、この土地が学校用地だったということ。質疑の中でも私は言いましたが、私はやはり大前提はそこで土地利用というのは考えるべきだったと思っておりますが、その点について再度伺っておきます。

それから公益性ということで今ほど幾つかのお話がありましたけれども、医療施設の充実とか医師の不足の解消。今、我々は病院側の経営上から考えて医師不足ということをよく言われておりますけれども、医師不足という直接の解消には私はならないなというふうに思っています。大和病院にまず就職してもらうならともかく、そうではないなというふうに感じています。その点の考え方を一つお聞きします。

公益性を言うなら議論にありましたけれども、もっともっと透明性を持って議論をしてという、またできれば公募もという話があったかと思っておりますけれども、先般いただいた萌気会の前段の挨拶文の中で、事前の説明や了解を得ずにまことに申し訳ないというふうなこういったやはりおわびをまずしているのです。そういう点からして、やはり私はどういった都合と言うか、相手の都合ではないのではないかなというような気が私はしたもので、その辺でやはりもう少し期間も12月27日からですから、市長に面談があってからね。そうするといまいし、そしてまた7月には妥結しているわけでありますので、もっともっとやはり公開ができたのではないかなというふうに考えますが、ひとつその点をお聞きしておきます。

そして、こういった事例というのは今後に尾を引きますので私はお聞きするのですが、例えば民間の開業医、あるいは勤務医等が同じようにこの地で事業展開したいというような形になったとき、やはり公益性とか、医師が増えるからとか、あるいは医療施設が増えるからというようなことで該当になるのかどうか、その辺を一つお聞きしておきたいと思っております。

そして、さっきの土地の問題に絡めてなのですが、この地が医療施設の充実が望まれる地域、特に大和病院の近くでありますので、ということについて大和病院のほかに回答ですよ、私への回答が、大和病院のほかに医療施設ができることは選択肢が増え、地区民にとって不利益になることはないという、こういった返答をもらっているのです。病院のすぐ近く、天王町地域で今現在大和病院があそこでほぼ総合科的にやってもらっている中で、この地域に医療施設が増えて選択肢が増えて地区民にとっては公益だと、こういうのは私はこじつけだというふうに思ったのですが。また、医師不足の解消等には我々の立場からしてみると大和病院の医師不足解消にはつながっていないというふうに考えますが一つお聞きします。

それから、萌気会の無償譲渡について説明不足ではないかということをお私言いたいのは、要するに議案には合意事項のみを報告させていただいたという私は回答をもらっているのですけれども、私は結果だけの報告で我々議会が判断をするにはいささか資料、説明が不足ではないかという立場であります。

やはり無償譲渡から、賃貸から、そして減額譲渡とこうなるわけですね、減額譲渡の前に時価譲渡という、それから減額譲渡という、それも30パーセントが20パーセントになると、こういうこの経過は私はやはり我々としてはきちんと報告をいただいてそこで判断するべきものではないかなというふうに思いますし、売ることがまず前提。いいか悪いかの問題もありますけれども、そうすると悪くというか、私もうがった見方とよく言われるのですけれども、結果的には2割軽減譲渡を引き出す布石であったと。布石があったのではないかということになるのですよ。

今は地価がどんどん下がっていますよ。当時あそこは20万円や30万円したところですが、今は10万円そこそこ。今あそこが10万円しないのですよ。それをさらに2割軽減という布石があったことがこの調査で判明したというふうに私は感じていますが。

それで、契約の内容に移りますけれども、買戻特約付私有財産譲渡契約書としたいと。用途指定、今市長は医療施設という言い方です。そして指定期間、要するに契約の有効期間というのがあると思うのですが、そうすると10年とかそういうものが付くと思うのです。その後は自由に使ってもいいということになるのかどうか、その辺。

それから買戻特約条項ということをお付けるならば、私はもっと有効なものは賃貸ではないかと。賃貸は更新のときに事前に折衝ができるわけでありまして、この譲渡契約で買戻特約付などというのはなかなかいろいろの条項を上げておけば、ほとんど買戻しに依りなくともよいというような状況が生まれるのではないかなということをお心配していますが、なぜそういう形なのか。まあまあもう契約するばかりだからいいのだと言われればそれまでなのですが。そういうことを感じましたが所見を伺っておきます。

それから萌気園さんの計画についての内容をもっと知るべきではないかという、そして関与すべきところがあるのではないかという話で、私は我々に示した概要書には12床から18床の有床診療所という契約であったのですね、概要だったのですね。それが今回9床程度ということになっているのです。なぜこうなったのかわかっていますか。それをひとつお聞きしたい。

そしてこういうふうにくるくる変わってくるということについて契約の段階で、ではあれもこれも入れておこうか、あるいはといういろいろなことが出るかと思ひます。私はこういうところのチェックをなぜしないのかな、していただきたいなというふうに思ひます。

それから、病児・病後児保育をということで浦佐認定こども園との協業拠点づくりというように言葉がきちんと出ていますが、浦佐認定こども園については現状の段階で指定管理がきちんとおなされているわけでありまして何ら問題はないわけでありまして。そうした中でこの協業拠点づくりということは、要するに一体として使いたいということでありまして、指

定管理の期間が過ぎたときはどうなるのか。その辺一つ、そこまで謳った概要書を認めるといことなのか一つお聞きをいたします。

それから中には萌気園新世代の基地とか、あるいは小児科とか。小児科は現在大和病院でも5日間やっております。そうした中で小児科は先ほどやっていないという話でありましたけれども、その点。あるいは学校医・産業医による学校と企業の保健指導をするというような、これが本来学校などというのは多分市がやっている部分の保健活動だと思うのですが、そういうのから一切入っていますね。あとはドック、健診体制とか。小規模多機能型居宅介護施設の設置とかそういうことがみんな謳われていますね。そうした中でやはり私は市との、事業との関連がどうしても出てくる部分だと思いますので、私はもっともっと内容についても知っておくべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

私は一企業の、要するに戦略ですよ。なぜ市はここまで加担をしていかなければならないのかという部分についても理解ができません。時間がなくなってきましたが。医療再編の大和病院との計画の整合性ということで私は思っているのですけれども、一切、宮永院長は問題でないということでもありますので、これ以上私が言ってもどうしようもないと思うのですけれども。

私は基幹病院に絡めて考えますと、大和病院が40床になるという話。これは内容としては回復期、慢性期、療養型ということでありまして40床で、そのほかにサテライト的な要するに2週間なり1週間で急性期を過ぎた方々が回復期を迎えるために、40床で現地の方々が役割を果たせるのかどうかというあたり、私は非常に疑問を持っているものでありますけれども、そういう点ではどうお考えか。

そして萌気園さんでは有床診療所9床ということも書かれているわけでありまして、この40床の分がまた9床減ってしまうのかなというような感覚も、率直に考えるとそんな感じになるのですが、その辺一つお聞きしておきたいと思います。

私は今回の選択が大和病院の縮小に手を貸すようになっては困るなという立場でありまして、市長はそこまでの認識をされているのかどうか。また腹をくくっているのかというあたりを一つ聞いてみたいなど。私は大和病院、全国に名を馳せたゆきぐに大和病院をこの理念を引き継いだ形でやはりきちんとした存続を願いたい立場で質問をするものであります。

2 災害復旧事業におけるの人事について

最後の災害復旧事業についてであります。今現在を考えてみましても査定が終わり、発注業務があって入札がという話であります、契約や打ち合わせ、あるいは変更業務があったり完了検査、そして支払。あとは書類の整理、そしてまた会計検査ともしあったとしたならばというような形で非常に事務量が増えるわけであります。私は現状ではもうあっぴあっぴだというふうに考えますが、即人事の手当をしていかなければならないのではないかなというふうに考えます。そしてまた人事異動の段階では当然通常配置以上の配置が必要かと思いますが、一つその点を伺っておきたいと思っております。以上です。

市長 1 旧浦佐幼稚園跡地の譲渡について

一応メモをとったつもりではありますが、落ちておりましたらまた後ほど。再々までですから4回目はないわけですので一つよろしく願いいたします。

まず、公益性ということであります。判例から申し上げます。昭和46年7月15日、東京地裁判例。医療法人はいわゆる営利法人ではなく、さりとていわゆる公益法人そのものでもなく、いわば両者の中間に位置し、むしろ公益を目的とする事業を行う法人に該当するものというべきものであると。こういうふうに判決でも定義付けられておりますので、公益性を有するという点についての疑問をさしはさむ余地はないというふうに感じております。

それで、学校用地であったが、そういうことを前提としてということでありますけれども、今の認定こども園を整備する際にあそこは取り壊すということになります。取り壊すというか不用になる。その中で地元の天王町ですか、前区長さんが天王町の第二の公民館として使用したいのだということでお話ありましたので、これはまあ地元の皆さんがそうであればその使用方法が一番かなと思っていろいろ確認したら、それはなかなか思い込み違いであって、地元の区としては二つもセンターはいらないと。そういうことでそれは不用となりました。

では、そこでどうしようかと考えているときにこういうお話があったものですから、今ほどを含めたように、これは公益性を考えれば当然だということここで踏み切ったわけでありまして、公募しているという時間的な経過というのは今のところほとんどありません。

それから医師不足解消にならないのではないか。医師不足の解消になるわけです。別に大和の病院の医師が充足されることだけが100パーセント医師不足解消ではないわけでありまして、この地域に足りていない、あるいはない、例えば整形外科などももう一人、二人は必要だと言われています。これが例えば民間の病院に勤務していただくとしても、やはり医師不足の解消につながっていますから。医師不足は別に市の病院だけのことを私は言っているのではなくてトータル的であります。県の病院も含めてですね。ですので、医師不足の解消に大いにつながるといふふうには理解をさせていただきたいと思っております。

その萌気さんがおわびをしているというのはどういうことか。十分な説明がなかったということですか。萌気さんがおわびをしている・・・(「事前に何もなく」の声あり)これは特に浦佐側から移る、その浦佐地域の皆さん方への確かおわびではないかと思われま。私たちはそこはちょっと何ていいますか、そこまであしる、こうしろということとはございません。確かそれはそうだと思いますので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

今回の件が今後尾を引かないか。尾を引くよう、いい方へ尾を引いてもらえばいいのです。また例えば医療法人がこの地域に出てきたりとか、そういうのは私たちは大歓迎でありますから、今のところはまだ。ですので、尾を引いてそういうことが続々と名乗りを上げていただくくらいであれば大変ありがたいと思えます。尾を引くというのは普通悪い方向へ言いますからそういう表現は適当ではありませんけれども、こういうことも市はやるよということを知っていただいて、ならば南魚沼市に少しは進出してみようかとかですね、そういうことにつながっていければこれはありがたいことだと思っております。

それから無償譲渡・無償貸付の経緯の説明不足。これは率直にそういうお考えであったと

いうことであれば、説明不足はおわび申し上げます。選択肢が増えると、これはお医者さんの病院の施設が増えれば増えるほど、どこの方だって選択肢が増えるわけです。100パーセント大和病院に行けということを言っているわけではありませんし、例えば大和病院に行かなくて城内診療所へ来ていらっしゃる方もいるわけです。その人が今度は遠くに行かなくても、例えばここにできればここに行けるとかそういうことを言っているわけで、別に大和病院を相手にして選択肢が増えるとか増えないとかそういうことを申し上げているわけではありません。トータルとして施設が増えれば増えるほどこれは選択肢は増えるわけですから、全く一般的なことを申し上げているということでもあります。ですので、他意はございません。

それから何かそのいわゆる無償譲渡・無償貸付から20パーセント減額に持っていく、この中でいろいろの布石を打ちながらやってきたのではないか。そういう作위는私どもがしたつもりもございませんし、相手方がそういう作意を持っていたか否かというのは、それは我々もわかりません。わかりませんが、まあこの地域に大変な貢献をしていただいた、しかも法人組織の代表でありますし、それをそこまでなかなか私どもが疑って、実はここが本当の目的ではなかったのかなどとなかなか言えませんので、このことは一つ私が答えるべき問題ではないと思いますが、まずはそういう布石があったとは私は思っておりません。

買戻特約条項というのは他に転売をしてはならないということです。そのときはきちんとちゃんと市が買戻ししますと。ですから、例えば何年か経って転売を禁じていると、これが買戻しの特約条項です。ですから、絶対ほかにはだめですよ。転売してはだめですよ。価格を上乗せして転売したとかそういうことは絶対だめですよということの、それがこの買戻特約付きということでもあります。ですから、非常に厳しい枠をかけているというふうにご理解ください。

それから12床から9床にということ、これはちょっと私が経緯がわかりませんので、もし総務部長なり何なりがわかっていたら答弁させます。

認定こども園との協業拠点。これはもう病児保育・病後保育いろいろ例えばやろうとすれば医療施設が近いほど、お医者さんがそこに近くにいればいるほどいいわけですから、当然それはそうなります。後に、後にですよ、例えば認定こども園が今のところでないところに指定管理になった場合でも、そこで今度はそのお医者さんがきちんと入って病児、病後ということを見ていけるわけですから、別に指定管理者が変わったからこれが全部破棄になるということでは私はないと思っております。そういうふうにとらえていただければ、あそこへ通っている子どもたち、いわゆる緊急時でも本当にすぐお医者さんが近くにいるということになればこれほどいいことはありませんから、そういうふうにとらえていただければと思います。

そういうことも含めて市が内容をもっとよく知っておくと。これは十分私たちも別にござい関与するつもりではありませんが、内容をきちんと聞き取って、そして市が市として申し上げるべきことはきちんと申し上げてやっていきますので、これから後は全然構いません、どうぞ好きなようにやってくださいということにはしませんから、ちゃんとお互い連絡を取

り合いながらきちんとやっているということをご理解いただけるものだと思います。

それから大和病院の医療・福祉・保健、これを一体化した健康ということは、全国的にも有名でありますし、そういうことを含めて泉田知事は大和病院の今までの理念、実績を基幹病院にもどうしても生かしたいということであそこを廊下でつないで、しかも、研究施設と大和病院とが直接的に往来ができると。そして大和病院のその理念を地域医療という中にきちんと生かしていきたいと。そういうことですので、大きくその理念は飛躍するわけでありませぬ。順々となくなっていった大和病院をみんななくしていくなどということではありません。

例えば、例えば病床数が減ったとしてもその理念はほかの450何床あるいは六日町病院に移る部分全部生きていくわけですからしかも拡大をしていくということでもあります。40床が減るかというのは昨日もちょっと申し上げましたけれども、今は120、40ということしております。お医者さん方も含めてこれが例えば20の160になるのか。城内診療所の19床がどうなるのか。これはこれからの協議でありまして、今減るとか増えるということをご想定はしておりませぬ。今の私たちの整備目標は120床の40床の城内診療所が今19床、これを維持しながら市立の医療施設としてきちんとやっっていこうということをご思い描いております。これはまたお医者さん方との協議の中で若干の移動はあるかと思っておりますけれども、まあそういうことでもあります。大和病院の理念はもう引き継ぐということでもあります。あとは何かあったか。こんなところとかと思っておりますがまた。

2 災害復旧事業におけるの人事について

それから今度はこの災害復旧でありまして、現状が満杯であります。現状でも。ただ、現場に今までは出て測量をして、設計をして、査定を受けてという作業があったわけですがけれども、これからはその作業がほとんどなくなって、いわゆる発注用の設計、そして現場監督も含めた部分、あとは竣工、国庫補助の申請とかです。そういうものは残ってきます。今より多く量が出てくるということではありませぬけれども、今より格段に少なくなるかと言われるとそうではありませぬので、また応援態勢あるいは市の職員の中での異動やそういうことの中で、きちんと考えていかなければならないものだと思っております。

これから異動時期になりますので、そういう実態をきちんとまた把握をして、どの程度どういうことをすればいいのか。結局そこに臨時職員ということはなかなかできませんので、そちらには正職員を1年なり2年なり異動していただいて、例えばそれで空いた他の課、他の部署の臨時で対応できるところは臨時で対応していただく。あるいは外部委託できるところは外部委託をしていくということになってまいりますので、その辺はこれからの調整だと思っております。

職員の健康がまずは第一でありますので、そのことを害するようなことのないようにきちんと配慮しながら人事の面も手当をしていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。ではその10何床が9床という話をちょっと。

総務部長 1 旧浦佐幼稚園跡地の譲渡について

私も細かく承知をしておりませんが、読んだ限りでは9床になっております。これは先ほど4番目のご答弁で市長が申し上げましたが、各種制限、例えば用途指定があったり、その中でスペースが足りなくなっていくということではないかなという推測はしておりますが、詳細については承知をしておりません。以上です。

岡村雅夫君 2 災害復旧事業におけるの人事について

後段のことからまず、申し訳ないですが。今現在、多分職員は休暇でなく代休という形、お金でなくて代休というような形。残業についてね。そういう話も今は代休が取れないからお金で解決していると、こういうことかね。とりあえず、要するに超過勤務についての代休とか、あるいは認められている有給など取れない状況ではないかなというふうに思うのです。そうすると、若干手が軽くなったからといって、すぐまたメンタル面が良くなるという問題ではなく、一気にまた反動が起きるといったようなこともあるかと思う。やはり即できるところから対応していかないと、そういった基本的なところも有給等が取れないような状況ではいかなものかなというふうに感じますが、一つその点をもう1回伺っておきます。

1 旧浦佐幼稚園跡地の譲渡について

それから私は基本的に全体の問題ですけれども、市長が言うように医療進出がだめだとかそういう問題ではないのですけれども、我々が預かっている大和病院、あるいは市立病院、そういった経営上の感覚からしますと、それをどうこれから手当していかなければならないかということが喫緊の課題ということの意味から、できることならば小児科医が今応援でありますので、まず小児科でここで手慣らしして大和病院にひとつ勤務していただけるかというようなやはり相互乗り入れ的な部分、よく医療モールという形を市長は言いますけれども、そういった関係をちゃんと築いて、そしてそれぞれが役割分担していきましょうよというような関係をきちんと取っていかないと、どちらがおかしくなっても困るなという。やはり地域民としてはそういうことがあるということの一つ頭に置いていただきたいことと。

いろいろ市がやろうとしている施策とバッティングするようではなかなかまずいということとありますので、介護の問題であろうが健診の問題だろうが、あるいは学校医の問題であろうが、そういったところはひとつまたきちんと目を配る。そして内容的にもまあまあ2反歩ちょっとの2反5畝くらいですかの土地であります。あそこにどれだけの容量が入るのかというのだってやはり全然知らないではなくて、ある程度予測をして、この程度の規模になるものだなというようなことがわかってしかるべきではないかなというふうに私は思います。そういう点ひとつ心配り、あるいはまたお互いの情報交換というのをきちんとやっていかないと、あれが悪い、これが悪いというような話に最終的になってしまうのではないかなという考え方があります。以上です。答弁がありましたら伺っておきます。

市長 2 災害復旧事業におけるの人事について

まずでは逆で行きますけれども職員の件であります。超勤についてはいわゆる現金であれ、例えば代休であれ、代休で極力消化しようという人がいればそれはそれで結構だということをお願いしているわけです。ただ、昨日も触れましたけれども、とてもこの状況の中で今は

代休がとれるという状況でありませぬので、いわゆる残業手当として支払っているものがほとんどであります。

有給休暇も今はなかなか取れていません。ですので、夏休みのその休暇期間の適用をあれ何月まで伸ばしたか。9月までが一応限度なのですがそれを3月まで延長させていただいて、年でも明けて少しでも休めるときがあったら、夏休みということでひとつ取ってくれとか、いろいろ配慮をしながらさっきも触れましたように、とにかく健康を害することのないようにということで配慮してまいります。人事も今は兼務辞令でありますから。ですので、なかなかきちんとはできませんけれども、4月の定期異動の中できちんとした異動ならば異動という形をとって、あっちにこっちに出かけなくてもいいような体制をとっていかねばならないと思っております。

1 旧浦佐幼稚園跡地の譲渡について

後段の方でございますけれども、実は私もこの話が出たときに大和病院に来てもらえないかという話をしました。しましたが、そのときはそのご本人ではありませんでしたので、なかなかそれがどうなるかということとはわかりませんでした。一応この開業といいますか、そういう形の方で行ったわけあります。それにしてもご存じのように大和病院を育て上げた方ありますから、大和病院と敵対しようとか、あそこをどうしようかということはございませんし、まあまあお互い協働しながら地域の医療、この環境の向上に努めていくということでご理解いただいているところであります。

やっていくことの中で市とのバッティングがないように、これはまあ調整しながら気配りをしながら目を、光らせると言っでは見張りみたいですからそうではありませんが、お互い調整をしながら進めてまいりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

議長 休憩といたします。休憩後の再開は3時20分といたします。

(午後3時01分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時19分)

議長 質問順位19番、議席番号4番・塩谷寿雄君。

塩谷寿雄君 23年度、本当に災害の多い年でありました。自然の驚異というものは本当にすごいものだなと、また力がすごいものだなということを実感したところでございます。そこで、福島はまだ原発問題があるのですけれども、一般質問に入る前に、国の対応が遅くこちらに避難してきている方が、本当にその自治体に帰れるのか帰れないのかということでいろいろ悩んでいました。でもこの市の皆さんによくしていただいて、今この市の住民になったということです。本当にこの地の人には心温かい。また日本人、心が温かいのだなということをおもいました。一般質問に入らせていただきます。

1 大阪維新の会について

1番、大阪維新の会についてですけれども、今回大阪府知事、市長選とあって維新の会、特に橋下さんが圧勝されたわけでございます。市長についてどうしてこういう結果になった

のか。またどういう橋下さんの思いを市民がくんで、この選挙の結果が出たのかということ
を市長の観点を問いたいと思います。

2 少子化対策について

2番、少子化対策についてでございます。1年半前ですか、私このことを一般質問いたしました。そのときにはまあ今回質問する内容よりも保育料の値下げをということを、市長の答弁からいただいたところでございます。一般質問してあるわけですから、担当部等いろいろまた考えていただいたのではないかなとは思うのですけれども、私がこの今1点について質問、1点というか子育て、これからの少子化問題についてということですが、この保育料について1年半前は質問させていただきました。

この間も例えましたが、1子目の保育料が1万円のときに、1子目、2子目と行っていれば2子目は半額で1万5,000円なわけですが、1子目、2子目が卒業して3子目になると2割減なので8,000円なわけであります。これも以前と質問は変わらないのですけれども、そういったときに一人を考えたときに1子目、2子目がいるお子さんを2で割ったときには7,500円であります。3子目がいるときは8,000円であります。当然子どもを育てるに当たり、1子、2子よりも3子を育てる方が経済的には大変かと思いますが、そういった今、市が単独で行っている2割減の施策ではございますが、こういった見直し等を考えるお考えはあるのかなのか。

これを金額にいたしますと、全額無料にしろとは私は以前も言っていないのですけれども、その7,500円、8,000円であればその下をいかなければいけないのではないかなと。では0.5あと下げるには29万円くらいで、今の対象人数からいうと29万円くらいで2.5割減となります。そうすると大体並ぶわけであります。

本当に半額にするのであれば170数万円の予算が年間必要なわけですが、この1子、2子、3子 3子ができないとやはり人口は増えません。それが若しくはもっとどんどん結婚していく施策を取っていただき、夫婦になっていってどんどんお子さんを作っていただくか。世界は人口増にある中、人口減ということが我が市では、また日本ではあるわけですが、そういった中で市長のお考えを問いたいと思います。いかがなお考えでしょうか。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

市長 塩谷議員の質問にお答え申し上げます。

1 大阪維新の会について

大阪維新の会、今回の選挙結果であります。こういう結果が出た背景ということの中には、やはり今まで地方分権これが提唱されて久しいわけであります。しかし、なかなかこれが財源移譲も伴ったという形で進んでこない。ここに大きな要因の一つがあるだろうと思います。ただ、今選挙で訴えたことはそういうことではありませんけれども、いわゆる国の政治のあり方が非常に何ていいますか、遅々として改革の方向に進んでいかない。そこが私は一番大きな原因だと思っております。中央集権ではなくて地方が自立、これがずっと唱えられてきて、大方の皆さん方もそれはそうだと。そのことに賛意を示しながらやってきたわけ

ですけれども、なかなかこれが財源移譲も含めて遅々として進まない。

一つは一括交付金ということも今は出ておりますけれども、市町村に対しては24年度も見送るということでもあります。非常に難しい問題もありますので、早くしろとかという意味ではありませんけれども、そういうふうになかなか、しかも今県に今年度交付されました一括交付金、これはやはり省庁間の枠がほとんどそのままひもみたいになって残るわけです。国交省分が幾らと、あるいは農水省分が幾らと。使い勝手がいいかと言われればそれはいいのかもわかりませんが、真に新潟県であれば新潟県で優先的に取り組まなければならない事業に、それを全部あてられるということの仕組みにはなっていないわけでありますので、なかなかやはりそういうことだと思います。

それから今、リーマンショック以前からでもありましたけれども、非常に停滞、あらゆる面で停滞をしている。閉塞感がある。そこにああいう発信力のある人気の高い方が躍り出ていろいろ唱える。もう完全に今の既成の枠組みを打破しようと、こういうことですからやはり共感をされたのだろうと。ただ、そういうことだと思います。その選挙の結果はですね。

ただ、やはり危惧することは先ほども申し上げましたけれども、一点集中であります。要は今この大阪都構想というのは広域行政を大阪都に一本化するということでもありますから。しかも、いわゆる都の下にある区であり市であり、町、村である、これが一本化されるような地方分権とは逆の方向も見えるわけでありますけれども、そういうところは一切構わずとにかく改革、打破、そして大阪府の府ではなくて大阪市ですね。大阪市のいろいろな問題点がある中がなかなか解決もされない。あれは地域性があって非常に難しいところなのですけれども、それも一挙にやっていくとか、人員削減をやるだ、人員はいわゆる給与は下げるぞ、非常に向こう受けをする、一般大衆受けをする言論、行動でありますので、その辺に小泉改革と同じように共鳴をして飛びついたという部分だと私は認識しております。

しかし、さっき言いましたように非常に大きな危惧があると。これが例えば実際に橋下さんが唱える区、区構想に大阪都でその下が区だと。区というのはご存じのように市と違って権限が少ないのです。税金は徴収できません。都で徴収した税金を区に配分をするということですから、自分たちでその財源を持たない自治体が誕生するわけです。それが本当にわかってやっていらっしゃるかと言われるとちょっと私もわかりません。

しかしながら、めらめらと燃え上がった炎がすごかったということでしょう。だけれども、やはり地方、国政も同じでありますけれども含めてトータル的な施策がきちんと実行されない限り、ただ一点を改革すれば全て良くなるというそういう幻想を抱く、そういうことは非常に将来に禍根を残すのではないかなという思いがいたします。

ですから、そういう形ではなくて、真に我が大阪であれば大阪市はどうあるべきかということを広範にやる。その中で選択を受けるといふ、信任を受けるといふ形が取られることが私は望ましいと思っておりましたけれども、非常にそういう面ではすごいことであるなと思いつつながら、本当にそれでいいのかなという気もしないばかりではございません。我が市にそれを当てはめて例えば申し上げますと、何か1点的に問題点を取り上げてそれを解決するか

否かということだけの選挙になるということになると、これは非常に危険だという思いではあります。感想としてはそんなところであります。

それにしてもやはりテレビ等でタレントとして活躍された皆さんというのは選挙に強いなと。これは本当に実感いたします。東国原さんしかり、前の青島幸男さんもそうでありますし、そういう方が特に都市部には多く見られるなという気がしますが、そういう今まで政治とは無縁のところまで築き上げてきた人気を利用して、知名度を利用してと、国会議員はそういうのがざらですね。こんなこと言っては悪いかな。ざらです。では、それが本当に国政のために役に立っているかといえ、まあある意味人寄せパンダ的な部分がありますから、それはそれで結構でしょうけれども、本当にいわゆる論戦に頼るか。国の将来をきちんと構築するような見通しや能力を持っているかと問われれば、よくわからない部分がいっぱいあるなという気がしております。現在の国政選挙も含めて、その選挙ということについては非常に選挙そのものを否定することではありませんけれども、これは一番の民意をきちんと反映させる制度でありますから、前にも言いましたけれども民意至上主義になってはやはりこれは困るということでもあります。ポピュリズムに陥らないように気をつけていかなければならないという自戒を込めて申し上げました。

2 少子化対策について

少子化対策についての保育料軽減であります。議員おっしゃったように、第3子までいけば第3子が無料というそれはご存じですよ、その中で一緒であれば。しかし、18歳未満の兄弟姉妹を数えてという以降は20パーセント軽減ということであります。24年度は今の保育料制度の中で非常に強い要望がございました階層間で格差が高い部分、これについての保育料の見直しはまずはやっていきたいと考えております。今議員おっしゃった、保育園に通ってなくても第三子あるいは第四子とかですね、そういうことについて単独にあるいは平均的に割った場合高いではないかと、これをということについては今後の検討課題ということでご理解をいただきたいと思っております。

それから子育て支援、少子化対策それはトータル的にやはりお考えをいただきたい。保育料もしっかりでありますし、医療の関係だとかそういうことも含めてトータル的に考えさせていただきたいと思ひまして、今年度から子ども医療費を県内他市に先駆けて5歳に達した月末まで入院・通院とも無料化ということであります。これは医者にかからない人は恩恵がないやということになりますけれども、ほとんどこの範囲の年齢では医者にかからないということはまずないと思っておりますので、そういう部分をまずやっているところであります。

保育料の見直し案ではこの階層間格差を6,000円以内くらいに、6,000円までくらいに抑えたいということでもあります。非常に高額で格差ついておりますので、この部分をきちんと見直して、不公平感のないようなところに持っていければという思いであります。現在はそういうことを念頭に置きながら、これからの予算編成に当たっていきいたいと思っておりますので、今議員のおっしゃった具体的な部分については次年度以降の課題として、また

検討させていただくということでご理解いただきたいと思っております。以上であります。

塩谷寿雄君 1 大阪維新の会について

一番の大阪維新の会についてですけれども、今市長、聞いているとどちらかという、余りこう、まあやはりこの一番は芸能人だったとかメディアに出ていた面が強く、かなりそういうところがあるのではないかといいところなのです。市民からするとやはり強いリーダー像が印象強くて、実際変えるのか、変えないのかということが、やはり市長も首長なのでそういうことが問われると思うのですけれども、そういった思いで今後の南魚沼市を見たときに、どういうふうに変えていくのかという思いか。このまま変わらず何て言いましょかね、そういう思いだと思ふのです。本当にそこですごく票を得たということが一番だと思ふのですけれども、そこについて1点。市長はベテランなので本当に幅広いことを私はやっていると思いますし、知識もおありだと思ふのです。でも、やはりこの民意というものがすごく先ほども言われましたように、その給料削減などというものは、本当に民意はめちゃくちゃ給料が高いというふうに思っているわけですよ、民意的には。だけれども、そこら辺が市長はどういうふうに捉えるのかなということも1点お聞きしたいと思ふのです。

市長 1 大阪維新の会について

いわゆる現状を変えたい、打破したい。この思いは皆さんがおありだと思ふのです。特に今は、先ほど触れましたように経済が停滞してから非常に閉塞感がございまして、これは何とかしなければならぬ。その思いはどなたもお持ちであろうし、そういうことについて大きに期待をしているものだと思っております。

ただしかし、昨日もちょっと申し上げましたように全てをこの効率論、あるいは経済の合理性ということだけによってやっていった場合に、そのときはそれが成就するかもわかりませんが、後々のその人心、人の心ですね、ここに非常に大きな傷跡も残しますし、いわゆる将来に禍根を残す結果が往々にして生まれやすいということも私は懸念しているところであります。

給与の件ですけれども、私は今の職員の給与が安いとかということも申し上げるつもりはありませんが、そのときどきの経済情勢ですね、いつも言いますが私たちが六日町役場の職員になったときは民間の半分でしたよ。半分。我々は3万円くらいに入ったのです。そのとき民間の私たちの同級生というのは7万円。そういう時代の背景の中でいろいろあるわけですので、今の現象だけを捉えて職員の給与は高いのだと、だからそれを全てカットするのだという理論にはなかなか持っていけない。そういう私は考え方を持っております。

では、安かったときに民間に合わせて上げる、上げるなどと言ったか。上げていないのです。ただその後、人事院勧告ではやはり民間給与との差が非常に大きいということで何度かにわたって徐々に徐々に上げてきて、また経済情勢がこうなったら今度はそれがほぼ逆転傾向。しかし、民間も一般の中小がそうとは言いませんけれども、民間は民間で驚くほど高額な給与を得ながら働いている人もいますので、一概に公務員だけがというふうには捉えられないように我々も、そこはやはり仕事をどうきちんとこなすか、市民のためにどうなるかと。

これが一番の基本でありますので、市民の皆さん方からそしりを受けないように、後ろ指を指されないように職員はきちんとやりなさいということを常に申し上げております。

そして民間の皆さんとの、市民の皆さんとの信頼関係をきちんとやはり築き上げていくものだ。それはやはり先輩がずっと築いてきたことを発展させながら継承していくわけですが、一人、二人のやはり不心得者が出ますと全体が一気に崩れ去るぞと。築城3年落城1日だと。幾ら築き上げてきた実績や信頼関係があっても、ほんの少しなことで一瞬にして崩れ去るからそういう緊張感を持って仕事に当たってくださいということは常に申し上げてきております。給与の高さ、これについては今は確かに民間より高い部分がございますけれども、トータル的にひとつご理解、ご判断をいただきたいというつもりであります。

塩谷寿雄君 1 大阪維新の会について

わかりました。まあでも今後どうなるのでしょうか。昔のときの民間がいっぱいもらっていて職員が安かったという背景があるかもしれませんが、今後の10年、20年、30年後の先を見据えたときに、全く今度は逆転してまた民間が半端ではなく良くなって、公務員が悪くなる。悪くなるという言い方もおかしいですけれども。そういうふうな逆転が起こり得るのか。いろいろの財源の問題の中で、市長がその辺がどういうふうに過去の話を引き合いにしましたけれども、時代が今もう過ぎていて過去のことはよくわかりますし、親の代のことは私もよく聞いていますので、そういう給料だったということはわかりますけれども、今後のそのところはどうかと、市長がどういうふうにとらえるのかなということをお聞きしたいと思います。

市長 1 大阪維新の会について

今のこのデフレ状況の中で物がどんどん上がっていくということはなかなか考えづらい。いわゆる工業製品にしましても何にしても、値段が上がっていったということは今の状況では非常に考えづらいですね。そうしますと、物が大量に売れて値段が上がっていくという形がないと、当然ですけれどもそこで働く皆さん方の給与が増えるはずはありませんから。まずはこの世界的なデフレ状況の脱却ということだと思っております。

それがどう図られるか。これは我々の市だけではとても太刀打ちできる問題ではありませんけれども。市の中の状況として私が思い描いておりますのは、いわゆる知的産業、簡単に言えば健康ビジネス連邦構想、メディカルタウン構想、こういうところにお勤めいただく皆さん方が大勢になっていけば、こういう部分は物が安いから給料が安いとかということではなくて、その前の部分の付加価値が非常に大きい部分を担当することがいっぱいですので、そうなれば給与形態も当然上がっていくだろうと。ただ、それがいつ実現するかなどと言われると私もあと3年後にそうなるとは言えませんが、結局経済も間違いなくいわゆる輪廻転生ではないですけれども回転していきますから、今のデフレ状況ですずっと万劫未代続くということはない。

経済不況で続くことはないと思いますので、サイクルでいいますと私どもがそういうふうだったのは昭和44年前後です。それから高度成長があって人勤もあったりして、どんどん

給与も上がってきました。民間も上がっていったわけです。昭和50年代頃になってやはり、その前に1回オイルショックみたいなものもありましたし、何かの反動でころころと変わる部分がありますけれども、今度は次世代型の何が求められるかということですし、何を供給していくかということだと思います。

昔、テレビや冷蔵庫や洗濯機がもう飛ぶように売れた時代というのは、そういう神武景気とかと言われたくらいの時代でしたから、ものすごく給与も一気に上がっていきまして、働く人たちも張り合いがあったと思いますけれども、今はなかなかそういう時期ではないという。だからこそ、日本国内だけで経済を捉えられない、世界全体でその経済的な部分を捉えていかないとじり貧状態になっていくのではないかということです。

ですので、必ずですね、必ず公務員給与よりは民間給与が上回ると、そういう時期は来るというふうに私は思っております。ただ時期的にはわかりません、これは。トータルですよ。来ないという方もいますけれども、やはり来るようにすることが本来政治経済の役目ですから、やはりそういう方向を目指しながら知恵を絞っていきたいと思っておりますので、ご指導、ご理解をよろしくお願いいたします。

塩谷寿雄君 1 大阪維新の会について

1点、市長もその人事院とかいろいろ今回も質問がいっぱい飛んでいまして、すみません、言葉が悪い。いっぱい飛んでいまして0.23パーセントですか、これはしないと言ったわけなのですけれども、これはかなりすごい給料的には少なくなると思うのですけれども。橋下知事はこの給料削減というのはかなり訴えていますので、この中での質問でやっているつもりですが。そういう中で今回次に7.8パーセント減とか、今度職員が65歳まで退職制度が伸びるとかということがいろいろ言われている中で、本当に市長は発信力を出さなければいけないし、すごい発言力もあると思うのです。

そういったことでどんどん時代の流れが変わってくる中で、その中を市民、国民がその姿を見て選挙で選ぶわけです。そういった中で今回やらなかったとか、今回いろいろまた次にどんどん出てきますけれども、そういった中で市長として、橋下市長とは違いますけれども、市長としてどういう発信をして、またこの市民の気持ちという民意を、今でも汲んでいる施策がいっぱいあります。先ほども言った子育てのことがちょっと前後しますけれども、そういうことも私もいろいろやられていることはよくわかっていますけれども、どういうふうの流れというのをリーダーシップということで、どういうふうにとらえていくのかなということが1点と。

今回橋下知事に至っては大阪府教育基本条例や君が代起立条例とかいろいろ出して批判がすごくあるわけです。けれども、それに批判がある中でこれだけの票を取るということは、何かメディアを敵にしているのか味方にしているのかあれですけれども、すごい発信力だなと思います。先ほど1点目に言った観点とこの2点目に言ったことについて市長の答弁を求めます。

市長 1 大阪維新の会について

個々のいろいろな申し上げるということではありませんので、トータル的に申し上げますと、私はやはり今私に与えられている任務は総合計画の基本構想にある自然・人・産業の和で築く安心のまちということを具現化していくということでもあります。奇をてらうとかそういうことは極力しないようにしようとは思っていますが、そういう材料もありません、余り奇をてらうような材料はありませんが。そこがきちんと積み上げていければ市民の皆さん方もおのずと理解いただけるだろう。

ただ、その過程はですね、やはり苦しみもありますし、喝采を受けることもありまして、それはそれですけれども、やはりそこを目指す。個々具体的にはその後の基本計画あるいは実施計画ということを実際に実施していくということです。発信力はやはり市民の皆さんにある程度ご理解をいただかなければならないわけでありまして。そういうことも含めて市政懇談会等も、あるいは今のインターネット活用も、市報の活用も含めて一生懸命やっているつもりではありますが、なかなか市民の皆さん全てに浸透したということではありません。

制度を誤解されている方もありますし、いろいろありますので、そういう部分をどうこれから補足していけるかということが大きな課題だろうと思っております。毎日外へ出て街頭演説でもやりながらこういうことだ、ああいうことだと言っていればそれでも浸透するかもわかりませんが、それもなかなかでき得ませんし、極力大勢の皆さんから市政懇談会にも出ていただいたり、そういう場を活用していただくということだと思っております。

橋下さんはやはり票を大変取りました。一つの大きな要因は投票率が非常に上がりました。今まで選挙にほとんど関心のなかった、これが若年層であるかどうかちょっとわかりません。確かお若い方たちが大勢だったと思いますけれども、その皆さん方は非常にやはりそういう熱い心意気に共感したということでしょう、内容は別にして。

それから、いわゆるほめ殺しという言葉ありますけれども、酷評してまた同情を買うということもありますね。橋下さんの生い立ちも含めていろいろ週刊誌にも書かれておりました。そういうことがまたかえって何ていいですか、そのことによって離反するのではなくて、そこまで言わなくてもいいのではないとか、そういうことにもやはりつながっていく。ただ、そこはやはり橋下さんが発信の仕方がうまいですね。僕のことではそれでいいと。僕の子どもまでそれを及ぼすことは絶対勘弁ならないとか、やはりうまいですよ。弁護士だけあって。そういうそのメディアの使い方や言葉の選び方、発信力、これは見習わなければならないと思っておりますが、とてもその能力まではございませんので、少しでもそういう面だけでも近づけるようには頑張らなければならないと思います。

やはり嫌だという教育関係の部分とかですね、それから大阪市はご承知のように同和とかいろいろの問題を抱えておりまして、非常に複雑な市ではあります。そして先般も出ましたけれども、現業職、もう採用は前は局長でやっていたそうですから。ですから、市長が採用すると、採用は市になるのですけれども、もうその決定は局長がやっていたとかいろいろ不明瞭な部分があって、橋下さんも給料をどんどん下げるという削減ではなくて、やはり人員をきちんと整理すべきものは整理して全体的な給与といたしますか、人件費を下げっていくとい

うことが主眼だと思っております。それは確かにいいことだと思います。

ですので、そういう共感される面と余りにも過激過ぎて、知事から市長に転出してそれをやろうというその発想自体もなかなか私たちにはできません。そういう共感できない部分と入り混じっておりますが、あとは結果がどうなるか。方向を見定められればいいなと思っております。私についてはとてもそういうカリスマ性がございませんので、地道にやらせていただくということでございます。

議 長 4 番、塩谷寿雄君。通告の範囲内で一問一答でありますので、そのようにひとつお願いします。

塩谷寿雄君 1 大阪維新の会について

市長には本当に市民の立ち位置にしっかり立っていただいて、これからの南魚沼市を首長ということでどんどん引っ張っていただければと思います。また指摘することがあれば指摘しますが、1 番の質問に対しては以上で終わらせていただきます。

2 少子化対策について

2 番に対してですが、課題にしたいということは今市長がおっしゃったのですけれども、1 年半前もいろいろ検討していただくという話の中で現状が変わっていないということがありました。本当にいろいろ市長が行っている施策の中で、一人一人のきめ細かいサービスをやった方がいいのではないかと市長の言葉もよくわかるのですけれども、その3 子目のあり方については、非常にその認識の中で1 子、2 子よりも3 子子どもがいた方がやはり経済的にはかかるという認識は市長はお持ちだと思っております。そういった観点の中で、今これは市が行っている2 割減の施策ですけれども、もっと改革ということをそこもしていただければよろしいかと思うのです。

私が思うに金額がこれが高いか高くないかという、財源のことなので高いか高くないかで言うとどっちとも言えないかもしれませんが、私からすれば安いと思っているわけです。この金額でこのサービスができるのであれば。また、きめ細かいサービスとして保育料のことだけではなく、小学校、中学校に行っても子どもがいっぱいいればお金がかかるわけですが、そうしていかないと本当に少子化も大分ここで歯止めがかかっているとは歯止めというかもう人口が余り大幅な10年、20年に比べて余り変動がないのかなという流れは出てきています。また、大きな波がいずれ来ます。また、少子化という波が来ると思っていますけれども、本当に政治としてそこにどういうふうにやっていくかという観点をもう一度お伺いしたいと思います。

市 長 2 少子化対策について

24年度については先ほど触れましたように、第三子という問題は別にいたしまして、この階層間の格差の高い分の解消をまずやらせていただこうと。そして昨日、一昨日からでもちょっと質問の中にあつた少子高齢化時代をどうするのだと。これを今職員でまずはプロジェクトを作って検討しております。結局、財源はいろいろ言っても限られているわけです。スクラップアンドビルドということをやっていかないとどんどん膨らませるだけ膨らませ

ていくということはなかなかできません。単年度でぼんであればそれはいいですよ。ですから、それでは今いわゆる社会福祉関連予算として総額の中で、子どもたちにどれだけの配分が行っているのか。あるいは老人福祉・高齢者福祉にどう行っているのか。あるいは障がい者やそういうことの弱者の皆さん方の福祉にどう行っているのか。これをきちんと検証して、やはりその中では重点的に今やはり子どもたちに、投資するとか支援をする額が少ないということは十分理解しているのです。ではこれをどうしていくかということは今検討しているわけですので、単発的にあれをやる、これをやるということではなくて、総合的に検討させていただこうと思っておりますので、その点はひとつご理解をいただきたい。

方向性とすればやはり若い皆さんといいますか、少子化対策、子育て支援、こちらの方にももう少しウエイトを持っていくということをやらないと、これはもう少子化対策にもなりませんし、子育て支援にもならない。そういうことは十分理解しておりますので、その辺をこれからなを振るべきところはなを振るって、崩すべきところは崩してそして補修する、あるいは手厚くやるということはそういう形を取っていかなければならないと思っておりますので、もう少し時間をお貸しいただきたいということでお願いを申し上げます。

塩谷寿雄君 2 少子化対策について

わかりました。まあこの市長の施策の中で、本当に3子目が入ったときには3番目は無料なわけですがけれども、お子さんを産む母親また保護者に対して、3人同時に入るという期間は本当に少ないわけですね。そういった中でそういう施策をもうちょっと見直していただくことも考えていただくということで、私の一般質問を終わらせたいと思います。本当は一番に一般質問したかったのですがけれども、我が会派のなられた議長が引いたのが一番最後だったということで、23年度の一般質問最後になりまして余り締まらず終わりましたけれども、また今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

議長 次の本会議は明後日12月16日午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後3時57分)